# I P通信網サービス契約約款 (平成12年西企営第41号)

実施 平成12年7月7日

自次
第 1 章 総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第1条 約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第 2 条 約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第 3 条 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 章 I P 通信網サービスの種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4条 IP通信網サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5 条 I P 通信網サービスの品目等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3章 IP通信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第6条 IP通信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第 4 章 契約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第7条 契約の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第8条 契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第9条 契約者回線の終端・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第10条 I P通信網サービス区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第11条 収容IP通信網サービス取扱所・・・・・・・・・・・・・・・・7
第12条 契約申込の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第13条 契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第14条 基本契約期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第15条 契約者回線等番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第16条 品目等の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第16条の2 契約者回線の増設又は廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第17条 契約者回線の移転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第18条 契約者回線の異経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第19条 その他の契約内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第21条 契約者回線の利用休止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第25条 その他の提供条件・・・・・・・・・・・11
第 5 章 付加機能 •••••••••••11
第26条 付加機能の提供・・・・・・・・・・・・・・・・11
第27条 付加機能の利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加
機能 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第6章 端末設備の提供等・・・・・・・・・・11
第29条 端末設備の提供・・・・・・・・・・・・・・・11
第30条 端末設備の移転・・・・・・・・11
第31条 端末設備の利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第7章 回線相互接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第32条 回線相互接続・・・・・・・・・・・12
第8章 利用中止等 •••••••12

第33条	利用中止 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第34条	利用停止 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第35条	発信者番号通知 ••••••	
第36条	通信利用の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	等····································	
	会及び工事に関する費用······	
第37条	料金及び工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	き等の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第38条	利用料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第39条	手続きに関する料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第40条	施設設置負担金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第41条	工事費の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第42条	線路設置費の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	きの計算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第43条	料金の計算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節 割均	曽金及び延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第44条	割増金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第45条	延滞利息 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第5節 協定	『事業者に係る債権の譲受等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第46条	協定事業者に係る債権の譲受等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第47条	協定事業者が定める料金等の滞納通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第48条	IP通信網契約者の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第49条	I P通信網契約者の切分責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第50条	修理又は復旧の順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第51条	責任の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第52条	免責 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第13章 雑則		
第53条	承諾の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第54条	利用に係るIP通信網契約者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••••19
第55条	IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の	
	<b>是供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	20
	IP通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲	
	I P通信網契約者の氏名等の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	協定事業者からの通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回	
-	双代行	20
第60条	協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金	
<b>(</b>	等の回収代行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第62条	閲覧	
	ナービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••21
別記		
1 I P 证	通信網サービスの提供区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2 I P 证	通信網契約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

	3 I	P通信網數	型約者の氏	名等の変更	更の届出・・		• • • • • • • • •	• • • • • • • •	•• 22
	4 I	P通信網	2約者から	の契約者回	回線等の設	置場所の提	供等・・・・・	• • • • • • •	•• 22
						• • • • • • • • •			
	6 ≢	営端末設係	#に異常が	ある場合等	手の検査・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•• 23
	7 🖹	営電気通信	言設備の接	続 • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•• 23
	8 ⊨	営電気通信	言設備に異	常がある均	易合等の検	查	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	•• 24
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	11 支	払証明書の	D発行・・・・	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	•• 24
						続きの代行			
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	14 認	証代行等に	に係る免責	••••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	•• 25
						ッツ・セー			
						免責・・・・・・			
		「聞社等の基	<b>基準 ・・・・・・</b>	· • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•• 26
料金									
	通則	J · · · · · · ·	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•• 27
						• • • • • • • • • •			
						料金・・・・・			
	-1					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	第 2					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
		1 施設語	<b>设置負担金</b>	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	•• 79
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	第3					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
						に関する料		• • • • • • • •	• 103
	料金	表別表 1				に係る利用			
		表別表 2				約型割引の			
		表別表 3				引の適用・・			
	—	表別表 4				適用・・・・・・			
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
長才	环众的	がいまり							148

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりIP通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

ただし、別段の合意(事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。)がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注)本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サー ビス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 I P 通信網サ ービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 IP通信網サ ービス取扱所	(1) I P通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により I P通信網サービスに関する契約事務 を行う者の事業所
6 所属IP通信 網サービス取扱 所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービ ス取扱所
7 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
8 IP通信網契 約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約(臨時IP通信網契約を除きます。)
9 臨時IP通信 網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIP通信網サービス の提供を受けるための契約

10 I P 通信網契 約者	当社とIP通信網契約を締結している者
11 臨時IP通信 網契約者	当社と臨時IP通信網契約を締結している者
12 利用回線	電話サービス契約約款に規定する電話サービス(加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。)の契約者回線又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合ディジタル通信サービスの契約者回線であって、IP通信網契約に係るもの
13 契約者回線	(1) IP通信網契約又は臨時IP通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 契約の申込者が指定する移動無線装置(IP通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。)と無線基地局設備(IP通信網の一部であって、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものをいいます。以下同じとします。)との間に設定される電気通信回線
14 契約者回線等	<ul><li>(1) 利用回線</li><li>(2) 契約者回線</li><li>(3) 当社が必要により設置する電気通信設備</li></ul>
15 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第16条第1項の届出をした者又は事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)
16 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 収容 I P通信 網サービス取扱 所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所
18 DSL方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、18の2欄に規定するDSL方式に起因する事象となる場合があるもの
18の2 DSL方 式に起因する事	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電

象 18の3 無線アク セス方式	気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)  当社が無線アクセス装置(無線アクセス基地局装置及び無線アクセス契約者局装置によるものをいいます。以下同じとします。)を設置し、契約者回線の一部区間において無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、18の4欄に規定する無線アクセス方式に起因する事象となる場合があるもの
18の4 無線アク セス方式に起因 する事象	降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する 状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない 状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同 程度となる場合を含みます。)
19 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
20 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
21 自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信 設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置 する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 加入電話等契約者	加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者又は総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約者若しくは臨時第1種契約者又は第2種契約者若しくは臨時第2種契約者
24 加入電話等に 関する権利	電話加入権又は総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約若しくは臨時第2種契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利
25 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

# 第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内	容
利用回線型サービス	利用回線(その加入電話等契約 時IP通信網契約者と同一の者 用して提供するIP通信網サー	となるものに限ります。)を使

契約者回線型サービス	契約者回線を設置又は設定して提供するIP通信網サービスであって、契約者回線群型サービス以外のもの
契約者回線群型サービス	契約者回線群(IP通信網契約内において相互に通信を行う ことができる契約者回線からなるグループをいいます。以下 同じとします。)を設定して提供するIP通信網サービス

(IP通信網サービスの品目等)

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目(以下「細目」といいます。)等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

(IP通信網サービスの提供区域)

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

- 第7条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。
  - ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - (1) IP通信網契約
  - (2) 臨時 I P 通信網契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線等(第3条(用語の定義)の表の13欄の②に規定するものを除きます。)1回線ごとに1のIP通信網契約(臨時IP通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。

ただし、第3条(用語の定義)の表の13欄の(2)に規定する契約者回線を設定して提供するIP通信網サービスについては、1の契約者識別符号(IP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)ごとに、契約者回線群型サービスについては、1の契約者回線群ごとに1のIP通信網契約を締結します。

2 I P通信網契約者(臨時 I P通信網契約者を含みます。以下同じとします。)は、1 の I P通信網契約につき 1 人に限ります。

(契約者回線の終端)

- 第9条 当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の13欄の(2)に規定するものを除きます。)の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を 除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。

(IP通信網サービス区域)

- 第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりIP通信網サービス区域を設定します。
- 2 当社は、IP通信網サービス区域を表示する図表をそのIP通信網サービス区域内 の契約事務を行うIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容 I P 通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に 収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容IP通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP 通信網サービス取扱所であって、当社が指定する もの

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容IP通信網 サービス取扱所を変更することがあります。
- (注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(契約申込の方法等)

- 第12条 I P通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社 所定の契約申込書を契約事務を行う I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。
  - (1) IP通信網サービスの品目又は細目
  - (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号
  - ③ 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
  - (4) 契約者回線群型サービスについては、契約者回線の終端の場所及び回線数
  - (5) その他申込みの内容を特定するための事項
- 2 DSL方式又は無線アクセス方式を用いて提供するIP通信網サービスに係るIP通信網契約の申込みについては、その通信についてDSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(契約申込の承諾)

- 第13条 当社は、IP通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) IP通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する 費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

- 第14条 IP通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより基本契約期間があります。
- 2 前項の基本契約期間は、IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。
- 3 IP通信網契約者は、前項の基本契約期間内に契約の解除又は契約者回線の廃止若 しくは移転等によりそのIP通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社 が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。 (契約者回線等番号)
- 第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに 当社が定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを IP通信網契約者に通知します。
- (注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

(品目等の変更)

- 第16条 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

- 第16条の2 契約者回線群型サービスに係るIP通信網契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求を行うことができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

- 第17条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、IP通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第18条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、IP通信網契約者(臨時IP通信網契約者を除きます。)の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容IP通信網サービス取扱所)第1項に規定するIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第19条 I P 通信網契約者は、第12条(契約申込の方法等)第1項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(IP通信網サービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの利用の一時中断(IP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者回線の利用休止)

第21条 当社は、IP通信網契約者(第40条(施設設置負担金の支払義務)に規定する施設設置負担金の支払いを要する者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、契約者回線(利用開始以後、30日以上経過したものに限ります。以下この条において同じとします。)の利用休止(その契約者回線を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者回線の利用休止期間 (その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)は、30日を超え

るものとし、5年を限度とします。

- 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、IP通信網契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。
  - (IP通信網サービス利用権の譲渡)
- 第22条 IP通信網サービス利用権(IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 IP通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。 ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定によりIP通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたと きは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - (1) I P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がI P通信網サービスの料金 又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (3) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。
- 4 IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、IP通信網契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。
  - (IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)
- 第23条 IP通信網契約者は、IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。 (当社が行うIP通信網契約の解除)
- 第24条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの契約を解除することがあります。
  - (1) 第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者が、なお、その事実を解消しないとき。
  - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
- 2 当社は、I P通信網契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P通信網サービスの利用停止をしないでそのI P通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、そのIP通信網契約を解除します。
  - (1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
  - (2) DSL方式を用いて提供するIP通信網サービスにあっては、当社がその契約者 回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤 去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。
  - (3) 無線アクセス方式を用いて提供するIP通信網サービスにあっては、無線アクセ

ス装置の移設又は障害物等によって、IP通信網サービスの利用ができなくなったとき。

- 4 当社は、前3項の規定により、そのIP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。
- (注)本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当する ときとします。
  - (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。
  - (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、IP 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
  - ③ 利用回線について、利用休止があったとき。
  - (4) 利用回線が、移転等によりIP通信網サービスの提供区域外となったとき。 (その他の提供条件)
- 第25条 IP通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定める ところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に 定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

- (注1)当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能(IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。)に限り提供します。
- (注2)当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その 付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第28条 IP通信網契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表(料金)に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

- 第29条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に 定めるところにより端末設備を提供します。
- (注1)当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備(IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。
- (注2)当社は、端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その 端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備 の移転を行います。 (端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### 第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第32条 I P通信網契約者は、その契約者回線等の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に 関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等 によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しま せん。
- 3 IP通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により所属IP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ 書面により所属IP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

#### 第8章 利用中止等

(利用中止)

- 第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。)
  - (2) 第36条(通信利用の制限等)の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。
  - (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス又は総合ディジタル 通信サービスの利用中止を行ったとき。
  - (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求に よるものである場合は、この限りでありません。

- (注)本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。
- (1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又

は書面等による通知を行います。

(利用停止)

- 第34条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) IP通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 第54条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
  - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。)を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互 接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の 責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注) I P通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防 若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な 事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優 先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれら の機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止す る措置をとることがあります。 機 関 名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記15の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス 契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところにより、利用回線 を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用すること ができないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費 及び線路設置費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- (注)本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

- 第38条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日(増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、IP通信網契約の解除があった日(廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
  - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (3) IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信

設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。

- (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接 続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
- (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は 契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めにより、そのIP通信網サービスにより、そのIP通信網サー約により、を全く利用できない状態(そのの通信を発しい支管が生じ、全く利用できないできないできる場合を表しい支管が生じた場合をはいる場合を表しいでは、100mmのでは、100	用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
4 移転に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(IP通信網契約者の都合により、IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	び利用できる状態とした日の前日まで の日数に対応するそのIP通信網サー ビスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金 を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域のを

またがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協 定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事 業者の契約約款等に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(施設設置負担金の支払義務)

第40条 IP通信網契約者は、契約申込又は品目の変更、契約者回線の移転若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(施設設置負担金)に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置又はIP通信網サービスの品目の変更等の工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあった場合はこの限りでありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社はその施設設置負担金を返還します。

(工事費の支払義務)

第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けた ときは、料金表第2表第2(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第42条 IP通信網契約者は、次の場合には、料金表第2表第3(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) (2)以外の場合
  - ア 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。)となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。
  - イ 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線について、I P通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
  - ウ 移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

- (2) 契約者回線が異経路となる場合 契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、IP通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に 定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 IP通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たり の割合とします。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

- 第46条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)と電気通信サービスに係る契約を締結しているIP通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める料金等の滞納通知)

第47条 当社は、IP通信網契約者が、前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る 債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その料金の支払いがない旨等 を協定事業者に通知することがあります。

第11章 保守

(IP通信網契約者の維持責任)

第48条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術 的条件に適合するよう維持していただきます。

(IP通信網契約者の切分責任)

第49条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったと

きは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社 に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をIP通信網契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結して いるIP通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるもの を除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

# 第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用でき

ない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかからわず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (注1)本条第1項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態には、DS L方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。
- (注2)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金 表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第52条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更(IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第53条 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を 承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業 務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、 その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 (利用に係るIP通信網契約者の義務)

第54条 IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 I P通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損した ときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支 払っていただきます。
  - (IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)
- 第55条 IP通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。
  - (IP通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)
- 第56条 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びIP通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。
  - (IP通信網契約者の氏名等の通知)
- 第57条 当社は、協定事業者から請求があったときは、IP通信網契約者(その協定事業者とIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

- 第58条 IP通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要なIP通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。
  - (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)
- 第59条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がそのIP通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の 支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - ② そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - ③) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、 前項に規定する取扱いを廃止します。
  - (協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)
- 第60条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのIP通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の 支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

- 第61条 I P通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項について は、その定めるところによります。
- (注)法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。 (閲覧)
- 第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は 閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から16 に定めるところによります。

### 別記

- 1 IP通信網サービスの提供区域等
- (1) IP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に 定める区域とします。

### 都道府県の区域

富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

- (2) 当社のIP通信網サービスに係る通信は、契約者回線等相互間又は契約者回線等 と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス 取扱所について、閲覧に供します。
- 2 IP通信網契約者の地位の承継
  - (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIP通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
  - (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします
  - (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
  - (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係るIP通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのIP通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- 3 IP通信網契約者の氏名等の変更の届出
- (1) IP通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 4 IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
  - (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者から提供していただきます。

ただし、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がIP通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IP通 信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) IP通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 5 自営端末設備の接続等
  - (1) IP通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、

その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 アーその接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
  - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準 及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を 接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。

- (6) IP通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
  - (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
  - (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、IP通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。
- 7 自営電気通信設備の接続
  - (1) IP通信網契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
  - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 アーその接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
    - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
  - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場

合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどう かの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に 監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。

- (6) I P 通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信 サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に 異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

- 10 利用権に関する事項の証明
  - (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

- ア IP通信網契約又は臨時IP通信網契約の申込みの承諾年月日
- イ IP通信網契約者の住所又は居所及び氏名
- ウ 契約者回線等の終端のある場所
- エ そのIP通信網サービスの種類、品目及び細目
- オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
- カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- キ 差押(滞納処分(国税徴収法(昭和34年法律第147号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。)によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。) 仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に 記入のうえ、所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、 料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要しま す。
- 11 支払証明書の発行
  - (1) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、そのIP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
  - (2) IP通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- 12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP通信網サービスの契約の申込みをする者又はIP通信網契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係

る事項について、手続きの代行を行います。

#### 13 認証代行等

- (1) 当社は、IP通信網契約者(当社が別に定める者に限ります。以下この別記13において同じとします。)から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス(情報サービスのうち、IP通信網契約者が情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社による利用者の認証、その料金の課金又はその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る特定情報利用者識別符号(特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)をそのIP通信網契約者に付与します。
- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があると きは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信 網契約者にお知らせします。
- (3) IP通信網契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、IP通信網契約者が特定情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービス(特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る利用者の認証及びその有料情報サービスの情報料(有料情報サービスの利用の際に、有料情報サービスの提供者(以下「有料情報提供者」といいます。)がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)の課金を、その有料情報提供者の代理人として行います。
- (5) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、特定情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料を、その有料情報提供者の代理人として回収します。
- (6) 当社は、(5)の規定により回収する情報料については、その有料情報サービスの利用に係るIP通信網サービスの利用料金に適用される料金月(料金表通則の1に規定するものとします。)ごとに集計のうえ、そのIP通信網契約者に請求します。
- (7) (4)及び(6)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。
- (8) 当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。
- (9) 当社は、特定情報サービスの提供者(以下「特定情報提供者」といいます。)からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等(特定情報利用者識別符号の付与の請求の際にそのIP通信網契約者が当社に届け出たものとします。)をその特定情報提供者に通知することがあります。
- (II) I P 通信網契約者は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所に申し出をして いただいたうえで、当社が別に定めるところにより、特定情報サービスの利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。
- 14 認証代行等に係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

- 15 セキュリティファイル供給サービス(フレッツ・セーフティ)
  - (1) 当社は、料金表に定めるメニュー4又はメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者から請求があったときは、セキュリティファイル供給サービス(当社が指定するセキュリティ装置においてコンピュータウィルスを検出し駆除するための機能及び第三者によるアクセスを防止するための機能等を維持するためにそのセキュリティ装置の更新ファイル等を供給するサービス)を提供します。
  - (2) 当社は、契約者回線等に接続されることとなる自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数が10以下の場合に限り、セキュリティファイル供給サービス

を提供します。

- (3) セキュリティファイル供給サービスに係る利用料金の支払義務に関する取扱いは、 次のとおりとします。
  - ア IP通信網契約者は、当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始 した日の翌日から起算して、セキュリティファイル供給サービスの廃止があった 日の前日までの期間について、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に 規定する利用料金の支払いを要します。
  - イ アの期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払い及び支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときの取扱いについては、それぞれ第38条第2項及び第3項に準じて取り扱います。
- (4) I P 通信網契約者は、セキュリティファイル供給サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する登録手数料の支払いを要します。

ただし、セキュリティファイル供給サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- (5) セキュリティファイル供給サービスの料金に係る計算方法及び支払方法、割増金 並びに延滞利息に関する取扱いについては、それぞれ第43条、第44条及び第45条に 準じて取り扱います。
- (6) 当社は、第33条(利用の中止)に規定するほか、セキュリティファイル供給サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、セキュリティファイル供給サービスの利用を中止することがあります。
- (7) DSL方式に起因する事象、無線アクセス方式に起因する事象、セキュリティ装置等の状況によっては、セキュリティ装置においてファイル更新できない場合があります。
- 16 セキュリティファイル供給サービスに係る免責

当社は、セキュリティファイル供給サービスを提供するにあたって、セキュリティ 装置における全てのコンピュータウィルスの検出及び駆除並びに全ての第三者による アクセスの防止等を保証するものではなく、このサービスを提供することに伴い発生 する損害については、責任を負いません。

# 17 新聞社等の基準

	区分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2	放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を 受けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

#### 通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、IP通信網契約者(臨時IP通信網契約に係るIP通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。)がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(第1表第1類第1の2-8(付加機 能利用料)(1)の同報通信機能の加算額に係るものを除きます。)をその利用日数に応じ て日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの提供の開始(増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は廃止される契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
  - (3) 料金月の初日にIP通信網サービスの提供の開始(増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始)し、その日にその契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を 変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 I P通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日まで に、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていた だきます
- 7 IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序 に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IP通信網契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 (前受金)
- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、IP通信 網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金 を預かることがあります。
- (注)9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第38条(利用料金の支払義務)から第42条(線路設置費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注1)10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相 当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。
- (注2)この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。
- (注3)この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用 については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。
- 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区分	内	容
(1) IP通信網サービス区域の設定		地域の社会的経済的諸条件、IP 共給の見込み等を考慮してIP通 します。
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	び ア (1 第 3 で ) (1 第 3 で ) (2 1 年 ) (2 1 年 ) (2 1 年 ) (2 1 年 ) (3 1 年 ) (4 1 年 ) (4 1 年 ) (5 1 年 ) (5 1 年 ) (6 1 年 ) (7	会ディジタル通信サービス又は第 信サービスの契約者回線としま

ができます。

イ メニュー2[フレッツ・オフィス]

(契約者回線等からの着信等により利用可能なものであって、メニュー3以外のもの)

- (ア) メニュー2は、契約者回線型サービス及び契約者 回線群型サービスを提供します。
- (イ) メニュー 2 には、次表のとおり品目及び細目があります。

A インタフェースによる細目及び品目

インタフ ェースに よる細目	品	目	内容
2 - 1	128kb/s		128kbit/sの符号伝送 が可能なもの
(下記以外のもの)	1.5Mb/s		1.536Mbit/sの符号伝 送が可能なもの
`	サービ	0.5Mb/s及 び1Mb/sか ら1Mb/sご とに135Mb /sまで	サービス契約約款に規 定する第1種ATM専
	契回型ビ係の約線サスる	12Mb/s	そのは、
		42Mb/s	その契約者回線群における全ての契約者回線の論理チャネルの上限 伝送速度の合計値を 42.0Mbit/sまでとするもの
メニュー 2 - 3 (イーサ ネット方 式による	契約型 サース るもの	1 Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの
もの)	契約者 回線群	10Mb/s	その契約者回線群につ いて、10.0Mbit/sの符

型サー		号伝送が可能なもの
ビスに 係るも の	100Mb/s	その契約者回線群につ いて、100.0Mbit/sの符 号伝送が可能なもの

### 備考

- 1 契約者回線群型サービスは、メニュー2 2 又はメニュー2 3 のものに限り提供します。
- 2 A T M方式とは、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に、契約者回線型サービスにあっては専用サービス契約約款に規定する A T M専用サービス、契約者回線群型サービスにあってはこの備考の 5 に規定する追加契約者回線以外の契約者回線についてデータ伝送サービス契約約款に規定する A T M データ通信網サービスと同一内容の電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 3 イーサネット方式とは、その終端におけるイン タフェース種別がイーサネット対応のものである 電気通信回線のみを設置して提供する方式をいい ます。
- 4 メニュー2・3における1Gb/sのものは、(オ)のAに規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。
- 5 契約者回線群型サービスは、追加契約者回線(その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである契約者回線(メニュー2・3のものについて当社が指定する1の契約者回線を除きます。)をいいます。以下同じとします。)の増設又は廃止を行うことができます。
- 6 当社は、契約者回線群型サービスについて、追加契約者回線のみによる提供は行いません。
- 7 メニュー2・2の契約者回線群型サービスについて、1の契約者回線群に係る契約者回線(追加契約者回線を除きます。以下この備考の7及び8において同じとします。)の回線数の上限は63とし、1の契約者回線に係る論理チャネルの数の上限は1とします。
- 8 メニュー2 3の契約者回線群型サービスについて、1の契約者回線群に係る契約者回線の回線数の上限は1とします。
- 9 契約者回線群型サービスについて、1の契約者 回線群に係る契約者回線の終端の場所は、同一の 都道府県の区域内とします。
- B 通信が可能な区域による細目

区	別	内	容
プラン 1		その契約者	回線に係る通

(フレッツ・オフィス)	信について、同一の都道 府県の区域における通信 のみが可能なもの
プラン 2 (フレッツ・オフィス ワ イド)	プラン 1 以外のもの

(ウ) メニュー2 - 1又はメニュー2 - 2の契約者回線型サービスには、細目として、それぞれ各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する高速ディジタル伝送サービスの品目であってYインタフェース以外のもの又は同契約約款に規定する第1種ATM専用サービスの品目(セカンドクラスに係るものを除きます。)と同一のものがあります。

(エ) メニュー2 - 2の契約者回線群型サービスには、 次表のとおり細目があります。

7,77,7		
細		内容
中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目		中継伝送回線(その契約者回 線群に係る全ての契約者回線 の全ての通信を伝送するため に設置される1の電気通信回 線をいいます。以下同じと ます。)に係る符号伝送速度の 細目であって、ATMデータ 通信網サービスに係る品目と 同一の伝送速度が可能なもの
者回線を除	泉(追加契約 余きます。)の 速度に関する	ATMデータ通信網サービス に係る品目と同一の伝送速度 が可能なもの
追加契約 者回線の 符号伝送 速度に関 する細目	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が 可能なもの
論理チャ ネルに関 する細目	通信の区別	A T M データ通信網サービス における通信の区別がタイプ 1 のものと同一のもの
	サービスク ラスによる 区別	A T M データ通信網サービス におけるサービスクラスによ る区別と同一のもの
	上限伝送速 度の細目	A T M データ通信網サービス における上限伝送速度の細目 と同一のもの (64kb/sのもの を除きます。)

l .	
クラス 2 に	A T M データ通信網サービス におけるクラス 2 に係る最低 伝送速度の細分と同一のもの
係る最低伝	におけるクラス 2 に係る最低
送速度の細	伝送速度の細分と同一のもの
分	

### 備考

- 1 論理チャネルは、契約者回線(追加契約者回線を除きます。)と中継伝送回線との間において設定します。
- 2 中継伝送回線において設定できる論理チャネルの伝送速度については、各論理チャネルごとの上限伝送速度の合計値が、その中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目に係る伝送速度以下となる場合に限り設定することができます。
- (オ) メニュー2 3 における 1 Gb/sのものには、次表 のとおりその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細目	内容
100Mb/s	100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	·

### 備考

- 1 IP通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における100.0Mbit/sごとに、その契約者回線が着信することが可能な着信回線種別(メニュー1、メニュー4、メニュー5であってメニュー5・1の100Mb/sのプラン1以外のもの、メニュー5・1の100Mb/sのプラン1のもののうちいずれかに係る契約者回線等をいいます。以下同じとします。)を、あらかじめ指定していただきます。
- 2 IP通信網契約者は、前項の規定により指定し た着信回線種別を変更することができます。
- B 保守の態様による細目

細	目	内	容
クラス 1		クラス 2 以外のもの	

クラス 2	クラス 2 - 1	契約者回線が二重化されているものであって、クラス2・2以外のもの
	クラス 2 - 2	契約者回線が二重化されているもの であって、その両方を同時に利用す ることが可能なもの

- (注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に 係る伝送速度については、A(伝送速度に関する細目) に規定するところによります。
- (カ) メニュー2 3 の契約者回線群型サービスには、 次表のとおり細目があります。

細	3	内 容
契約者回線(追加契 約者回線を除きま	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符 号伝送が可能なもの
す。以下この表において同じとします。) の伝送速度に関する 細目	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの 符号伝送が可能なも の
追加契約者回線の伝 送速度に関する細目	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符 号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの 符号伝送が可能なも の

# 備考

- 1 契約者回線の伝送速度に関する細目が10Mb/sの もの又は100Mb/sのものは、それぞれ品目が10Mb/s のもの又は100Mb/sのものに限り提供します。
- 2 追加契約者回線の伝送速度に関する細目が 100Mb/sのものは、品目が100Mb/sのものに限り提供します。
- 3 1の契約者回線群に係る追加契約者回線の回線 数の上限は10とします。
- (キ) メニュー2に係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。)からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により行うことができるもの及び契約者回線群型サービスに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限 りでありません。

- (注)(キ)に規定する当社が別に定めるところは、1 の契約者回線ごとに1の着信者識別符号とします。
- (ク) (キ)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業

務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

- (ケ) メニュー2・1のもの(1.5Mb/s品目のうちエコノミークラスのものであって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)及びメニュー2・2の契約者回線型サービスのものに係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。)内に限ります。
- (コ) メニュー2 1 (契約者回線の終端の場所をIP 通信網サービス取扱所内とするものに限ります。)のもの又はメニュー2 3 における10Mb/s、100Mb/s及び1 Gb/s (その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものに限ります。)のものに係る契約者回線の終端の場所は、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。
- (サ) メニュー2 3 における1 Gb/sのもの((コ)に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。)内における当社が別に定める提供区域内に限ります。
- (シ) 当社は、(ケ)に規定する契約者回線又はメニュー2-2の契約者回線群型サービスに係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。(メニュー2-2のものに係る契約者回線が2芯式の場合を除きます。)

## ウ メニュー3

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の1の電気通信回線設備を複数のIP通信網契約者が同時に利用することがあるもの)

- (ア) メニュー3は、契約者回線型サービスのみ提供します。
- (イ) メニュー3には、次表のとおり提供の形態による 区別があります。

区別	内 容
メニュー3 - 1	当社がサーバ装置を設置して

[ フレッツ・オフィス ( サーバ共用型 )]	提供するもの
メニュー3 - 2 [フレッツ・オフィス (サーバ持込型)]	メニュー3 - 1以外のもの

(ウ) メニュー3 - 1 には、次表のとおり品目があります。

品目	内容
500MB	最大500メガバイトまでの符号を当社のサ ーバ装置に蓄積できるもの
1 GB	最大 1 ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
5 GB	最大 5 ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
10GB	最大10ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
30GB	最大30ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
50GB	最大50ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
100GB	最大100ギガバイトまでの符号を当社のサ ーバ装置に蓄積できるもの

# 備考

- 1 当社はIP通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー3・1に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を 停止し、又は符号を消去することがあります。
- 3 当社は、当社が別に定めるところにより、サーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 4 この備考の2又は3の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
- 5 当社は、この備考の2又は3の規定により現に 蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を 消去したことに伴い発生する損害については、責

任を負いません。

(エ) メニュー3 - 1 には、次表のとおり細目があります。

通信の種類による細目

区別	内容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	ストリーミング機能を有した通信を行うこ とが可能なもの

(オ) メニュー3 - 2 には、次表のとおり品目がありま す。

品目	内容
10Mb/s	最大10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能な もの

#### 備考

- 1 IP通信網契約者は、契約者回線等からの着信により利用可能となる通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 2 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
- 3 当社は、この備考の2の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
- 4 当社は、この備考の3の規定により符号の伝送 を停止したことに伴い発生する損害については、 責任を負いません。
- (カ) メニュー3に係る契約者回線の終端の場所は、I P通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取 扱所(契約者回線を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内におい て当社が指定します。
- (キ) メニュー3に係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。)からの着信(着信用符号(メニュー3に係る契約者回線に着信するための英字及び数字等

の組み合わせであって、当社が定めるものをいいます。 以下同じとします。)を利用したものとします。)により行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限 りでありません。

- (ク) (キ)に規定する着信用符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
- (ケ) I P 通信網契約者は、メニュー3 1 とメニュー3 2 との間の変更を行うことはできません。
- エ メニュー4[フレッツ・ADSL]

(利用回線(加入電話に係るものに限ります。)又は契約者回線についてDSL方式により提供するもの)

- (ア) メニュー4は、利用回線型サービス及び契約者回 線型サービスを提供します。
- (イ) メニュー4には、次の品目があります。

( ' ' ' ' -	(1)		
品目	内容		
1.5Mb/s (フレッ ツ・A D SL 1.5 Mプラン)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		
8 Mb/s (フレッ ツ・A D S L 8 Mプラン)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		
12Mb/s (フレッ ツ・A D S L モ ア)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		
24Mb/s (フレッ ツ・A D S L モ ア24)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		
40Mb/s (フレッ ツ・A D S L モ ア40)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		
47Mb/s (フレッ ツ・A D	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向につい		

S L モ ては最大概ね 5 Mb i t /sまでの伝送速度によ アスペシ る通信が可能なもの ャル)

(ウ) メニュー4には、次表のとおり細目があります。 保守の態様による細目

区別	内容
タイプ 1	IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

#### 備考

- 1 タイプ2のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。
- (工) メニュー4に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー7に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。
- オ メニュー5

(取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2、メニュー3、メニュー4又はメニュー7以外のもの)

- (ア) メニュー5は、契約者回線型サービスのみ提供します。
- (イ) メニュー 5 には、次表のとおり提供の形態による 区別があります。

区別	内	容
メニュー5 - 1	メニュー5 - 2以タ	小のもの
メニュー5 - 2	当社が契約者グルーする同一の構内又しある契約者回線に位約者からなるグルー	系るIP通信網契

以下同じとします。)を設定して提供するもの

備考 当社は、メニュー5に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置(無線アクセス方式を利用して提供する場合は無線アクセス契約者局装置を含みます。以下同じとします。)を設置します。

(ウ) メニュー5 - 1 には、次表のとおり品目があります。

品	目	内	容
100Mb/s		最大100.0Mbit/s 可能なもの	までの符号伝送が
46Mb/s (Bフレ ワイヤレ ミリータ	スファ	るものであって、 ービス取扱所から への伝送方向につ /sまで、他の伝送	を利用して提供す 収容IP通信網サ 契約者回線の終端 いては最大46Mbit 方向については最 符号伝送が可能な

(エ) メニュー5 - 1 における品目が100Mb/sのものには、次表のとおり細目があります。

A 通信の態様による細目

区別	内	容
プラン1(Bフレッツ ビジネスタイプ)	プラン3又はプラン あって、同時に通信 の数(2-8(付加 の同時通信可能着信 利用により追加され す。以下この表にな す。)が4までのも	言が可能な着信先 如機能利用料)(1) 言先数追加機能の れるものを除きま おいて同じとしま
プラン2(Bフレッツ ベーシックタイプ)	プラン 3 又はプラン あって、同時に通何 の数が 2 までのもの	言が可能な着信先
プラン3(Bフレッツ ファミリー100タイプ)	取扱所交換設備とま との間の電気通信 当社が指定する複数 に利用することが て、プラン4以外の	回線設備の一部を 数の契約者が同時 ずあるものであっ
プラン4(フレッツ・光プレミ アム ファミリ ータイプ)	I P通信網内におい 利用することなく。 ロトコルバージョン v 6 」といいます。 うことができるもの	インターネットプ ン6(以下「IP )による通信を行

B 保守の態様による細目

区別	内容
タイプ 1	I P 通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのI P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

- 1 タイプ2のものは、品目が100Mb/sのもの(通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。) に限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一料金月において複数回の保守の態様による細目の変更(その保守の態様による細目の変更と同時に他の細目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。
- (オ) メニュー 5 2 には、次表のとおり品目があります。

品目	内容
100Mb/s( Bフレッ ツ マンションタ イプ)	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送 が可能なもの
46Mb/s(Bフレッ ツ ワイヤレスタ イプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向については最大46Mbit/sまで、他の伝送方向については最大32Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

- 備考 46Mb/sの品目のものに係る1の契約者グループ に属する契約者回線は、当社が指定する無線アクセ ス基地局装置から通信が可能な範囲となるものに限 ります。
- (カ) メニュー5 2 には、次表のとおり細目があります。
  - A 通信の態様による細目

区別	内容	
プラン 1	1の契約者グループに係る契約者回線の数が8以上となるものであってプラン2以外のもの	
プラン 2	1の契約者グループに係る契約者回線の が16以上となるものであって、代表者(- の契約者グループに係る全てのIP通信	

契約者となる者の同意に基づき指定される者とします。以下この表において同じとします。)からの契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求により、当社が契約者グループを設定するもの

#### 備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係るIP通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者であって、1の契約者グループにつき1人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係る全てのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。
- 3 その契約者グループに属する契約者回線が1となった場合であって、そのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月経過したときの利用料金は、100Mb/sの品目のものについては2(料金額)の規定にかかわらずメニュー5・1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2のものとみなして、46Mb/sの品目のものについては2・5・1(1)(基本料)に規定する額に代えて38,700円(税込価格 40,635円)をそれぞれ適用します。
- 4 当社は、この備考の3の規定によりメニュー5 2に係るIP通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線が1となったことを当社がIP通信網契約者に通知した場合は、その契約者グループに属する新たな契約者回線の提供は行いません。

#### B 保守の態様による細目

区	別	内容
タイプ1		I P通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのI P通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 2 - 1	タイプ1以外のものであって、 タイプ2 - 2以外のもの
	タイプ 2 - 2	タイプ1以外のものであって、 当社が保守グループ(1の契約 者グループにおいてタイプ2に

係る8以上の契約者回線からなるものをいいます。以下この表において同じとします。)を設定して提供するもの

- 1 タイプ2のものは、品目が100Mb/sのものに限り 提供します。
- 2 当社は、保守グループ代表者(1の保守グループに係る全てのIP通信網契約者となる者の同意に基づき指定される1のIP通信網契約者とします。以下この表において同じとします。)からの契約申込み又は細目の変更の請求により保守グループを設定します。
- 3 保守グループ代表者は、その保守グループに係るIP通信網契約者に代って、当社との間の、保守の態様による細目に関する請求及びその他の諸手続き(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者とします。
- 4 通信の態様による細目がプラン2のものに係る 契約者グループにおいて保守グループを設定する 場合には、保守グループ代表者は、その契約者グ ループの代表者(A(通信の態様による細目)の 表に規定する者とします。)としていただきます。
- 5 1の保守グループに属する契約者回線が8を下回った場合であって、その状態がそのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月連続したときのタイプ2のものに係る加算料は、その保守グループに属する契約者数が8を下回っている期間に限り、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をタイプ2-1のものに係る契約者回線とみなして適用します。
- 6 前項の規定にかかわらず、A(通信の態様による細目)の表中備考の3の規定に該当する場合のタイプ2の加算額は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をメニュー5-1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2のものとみなして適用します。
- 7 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことは出来ません。
- (キ) メニュー5に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー7に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。
- (ク) 当社は、メニュー5 1の100Mb/sのプラン4に係

る契約者回線が相互接続点との間で通信を行うために必要な情報のうち、当社が別に定めるものについては、そのIP通信網契約者による登録等に基づき、IP通信網内に蓄積します。

カ メニュー6[フレッツ・スポット]

(当社が無線基地局設備を設置して提供するIP通信網サービスであって、2(料金額)2-7(付加機能利用料)(1)に規定する無線アクセス機能以外のもの)

(ア) メニュー6は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー6には、次表のとおり品目があります。

品目	内容
54Mb/s	最大54.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なも の

- 1 メニュー6は、無線基地局設備から当社が別に 定める範囲において利用することができます。
- 2 メニュー6に係る通信については、無線基地局 装置又はIP通信網契約者が指定する移動無線装 置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速 度までの符号伝送が可能なものとなります。
- (ウ) メニュー6には、次表のとおり細目があります。

区別	内容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ2	通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用するもの

- 備考 当社は、無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- (工) メニュー6に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。)との間において行うことができます。
- (オ) 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、 メニュー6を提供することに伴い発生する損害につい ては、責任を負いません。
- キ メニュー7 [フレッツ・v6キャスト] (IPv6による通信のみ行うことが可能なもの)
  - (ア) メニュー7は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー7には、次の品目があります。

品目	内容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能な もの
1 Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

- 1 IP通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 2 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
- 3 当社は、この備考の2の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
- 4 当社は、この備考の3の規定により符号の伝送 を停止したことに伴い発生する損害については、 責任を負いません。
- (ウ) メニュー7に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所のうち、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所内において当社が指定します。
- (エ) メニュー7に係る通信は、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。
- ク IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。
- (3) 基本契約期間内 にIP通信網契約 の解除等があった 場合の料金の適用
- ア IP通信網サービスには、メニュー1、メニュー4、 メニュー5、メニュー6、臨時IP通信網契約に係るも の及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があり ます。
- イ IP通信網契約者は、基本契約期間内に利用休止又は IP通信網契約の解除があった場合は、第38条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金(メニュー2のものにあっては基本額の部分(メニュー2・2の契約者回線群型サービスの回線利用料のうちATMデータ通信網サービスの通信料金に相当するものを除きます。)メニュー

7の付加機能にあっては2 - 8 (付加機能利用料)(1)の 同報通信機能の基本額の部分とします。以下この欄にお いて同じとします。)に相当する額を一括して支払ってい ただきます。

- ウ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の廃止若しくは移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
- エ ウの場合に、その契約者回線等の設置場所において、 IP通信網サービスの利用の開始、IP通信網契約の解除、IP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又 は契約者回線の増設、廃止若しくは移転を同時に行うと きの残額の算定は、同時に行うIP通信網サービスの利 用開始等の利用料金を合算して行います。
- (4) メニュー2に係る契約者回線における回線距離の測定その他の場合における料金の適用

メニュー2におけるメニュー2 - 1のものに係る契約者回 線における回線距離の測定、回線距離測定局の変更があっ た場合の料金の適用、契約者回線の終端が電話加入区域外 にある場合及び異経路の加算額の適用、料金の減額及びⅠ P通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線の回線 利用料の適用については、高速ディジタル伝送サービスの 場合に、メニュー2-2の契約者回線型サービスのものに 係る契約者回線における回線距離の測定、回線距離測定局 の変更があった場合の料金の適用及び異経路の加算額の適 用についてはATM専用サービスの場合に、メニュー2-2の契約者回線群型サービスのものに係る契約者回線にお ける契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にある 場合及び異経路の加算額の適用についてはATMデータ通 信網サービスの場合に、メニュー2-3のものに係る契約 者回線における異経路の加算額の適用についてはメニュー 5の場合に準ずるものとします。

(5) I P 通信網サー ビス取扱所内を終 端とする契約者回 線に係る基本額の 適用 ア メニュー2 - 1に係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。以下この欄において同じとします。)内とするものの基本額については、2 - 2 - 1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用するとともに、2 - 2 - 1(3)回線利用料については適用しません。

品目	及び細目	基本額の減額(月額)
128kb/sのもの		2,000円 (税込価格 2,100円)
1.5Mb/sのも の	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)
	エコノミークラ	9,500円

スのもの

(税込価格 9,975円)

イ 当社はIP通信網契約者から請求があったときは、メ ニュー2-2の契約者回線型サービスに係る契約者回線 であって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サ - ビス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が 設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。以下 この欄において同じとします。)内とするものの基本額に ついて、2-2-1(1)基本料の額に代えてIP通信網サ ービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を適用 するとともに、2-2-1(3)回線利用料については適用 しません。

品目及び細目	基本額(月額)
プラン 1 に係るもの	556,000円 (税込価格 583,800円)
プラン 2 に係るもの	1,756,000円 (税込価格 1,843,800円)

備考 当社は、この料金額の適用を受ける契約者回線 については、品目が135Mb/sのものと同一の伝送速 度による通信が可能なものとして提供します。

ウ メニュー2 - 3 における 1 Gb/sのものに係る契約者回 線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱 所内とするものの基本額 ( 2 - 2 - 1(1)に規定する基本 料に限ります。) については、2 - 2 - 1(1)基本料の額か ら1契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。

保守の態様による細目	基本額の減額(月額)
クラス 1 のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
クラス 2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)

(6) 契約者回線の終 端がIP通信網サ ービス区域外とな る場合の利用料の 加算額の適用

契約者回線(メニュー2に係るものを除きます。)の終端が その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網 サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きま す。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容 I P通信網サービス取扱所が所在する I P通信網サービス区 域(契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外 の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回 線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加 入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離 にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。 以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」とい います。) について適用します。

経路となる場合の

(7) 契約者回線が異 契約者回線(メニュー2に係るものを除きます。)が異経路 となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の 利用料の加算額の|部分について適用します。

#### 適用

ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外 の電話サービス取扱所を経由する場合

その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路

イ ア以外の場合

その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(その収容IP通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路

(8) 継続利用経過期 間に係る利用料金 の適用(フレッ ツ・ずっと割引) ア 当社は、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービス(9)長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けているもの又は料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、次表の左欄に規定する期間が経過した場合は、その料金月におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

経過期間	利用料(基本料)の減額月額)
12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じ て得た額
24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じ て得た額

- (注)当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果 に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端 数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げま
- イ アの場合に、メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る起算日(メニュー1のものにあってはその提供を開始した日、メニュー1以外のものにあってはアの表の左欄の経過期間に係るものとします。)を、新たに提供するメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスに係る起算日とします。
- (9) 長期継続利用申 出に係る利用料金 の適用(フレッ
- ア 当社は、メニュー4又はメニュー5(料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者から、

ツ・あっと割引)

次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

継続して利用する期間	利用料(基本料) の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日(IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額

- イ アの表の左欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
- ウ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、 そのIP通信網契約の解除があった場合(オの規定に該 当する場合を除きます。)には、長期継続利用を廃止しま す。
- エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、 長期継続利用期間において、料金表別表2又は料金表別 表4に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期 継続利用を廃止します。
- オ 当社は、長期継続利用期間においてメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5又はメニュー4に係るIP通信網契約の申込み及び長期継続利用の申出があった場合は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とします。
- カ IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合(エ又はオの規定に該当する場合を除きます。)には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

X	別	支払いを	要する額
		右欄以外の 場合	残余の期間 が1年未満 である場合
	利用回線型サ ュー5 - 1の	3,500円 (税込価格	1,750円 (税込価格

46Mb/sの品目又はメニュー 5 - 2 に係るもの	3,675円)	1,837.5円)
メニュー 4 の契約者回線型 サービス又はメニュー5 - 1 の100Mb/sの品目におけ るプラン 3 若しくはプラン 4 に係るもの	5,000円 (税込価格 5,250円)	2,500円 (税込価格 2,625円)
メニュー 5 - 1 の100Mb/s	50,000円	25,000円
の品目におけるプラン 1 に	(税込価格	(税込価格
係るもの	52,500円)	26,250円)
メニュー 5 - 1 の100Mb/s	12,000円	6,000円
の品目におけるプラン 2 に	(税込価格	(税込価格
係るもの	12,600円)	6,300円)

- (ii) メニュー5 1 の100Mb/sのプラ ン4の通信等に係 る取り扱い
- ア メニュー5 1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網サービスについては、通信の都度指定する他の契約者回線等(以下この欄において「通信の相手先」といいます。)との間において、通信相手先識別符号(IPv6による通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付するものをいいます。以下同じとします。)を用いて、IPv6によりIP通信網のみを介して行う通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「IPv6による契約者回線間通信」といいます。)を行うこと並びにその契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給(以下「セキュリティファイル供給」といいます。)を受けることができます。
- イ IPv6による契約者回線間通信については、メニュー7に係る契約者回線、メニュー5 1の100Mb/sのプラン4に係る契約者回線又は2 8 (付加機能利用料)(1)のIPv6通信機能を提供されている契約者回線等との間に限り行うことができます。
- ウ 当社は、1の契約者回線ごとに1の通信相手先識別符号(2-8(付加機能利用料)(1)の通信相手先識別符号 追加機能により追加されるものを除きます。)を付与します。
- エ IP通信網契約者は、通信の相手先(メニュー7に係るものを除きます。)に対するメッセージを当社の符号蓄積装置へ蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことができます。
- エ IP通信網契約者は、通信の相手先(メニュー7に係るものを除きます。)に対するメッセージを当社の符号蓄積装置へ蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことができます。
- オ I P通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、 あらかじめ登録した通信相手先識別符号若しくはあらか

電話会社固定に係 のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用 る利用料金の割引 の適用
(12) 利用料金の複数 年高額利用契約型 割引の適用 当社は、料金表別表 2 に規定するところにより、 の複数年高額利用契約型割引を適用します。

容 I P 通信網サー ビス取扱所又はそ の経路を変更した 場合の利用料金の 適用	時的に収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容IP通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(16) 屋内配線利用料 の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。)までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2 - 4 - 2 (2)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。
(17) メニュー4に関する利用料金の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(DSL方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置(以下「DSLモデム」といいます。)とそのDSLモデムと対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。

# 2 料金額

2 - 1 メニュー1に関する利用料金

月額

料金	種	別	単	位	料	金	額
利用料			IP通信網サ	トービスを利用			2,800円
			する1のBチ	ヤネルごとに	(₹	说込価格	2,940円)

# 2 - 2 メニュー2に関する利用料金

# 2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

# (ア) 契約者回線型サービスに係るもの

# 利用料

# 1契約者回線ごとに月額

	X		分	料	金	額
メニュー 2 - 1 に係る	128kb/sのもの			(	税込価格	18,000円 18,900円)
もの	1.5Mb/s のもの	下記以夕	トのもの	(	税込価格	50,000円 52,500円)
		エコノミ	ミークラスのもの	(	税込価格	38,500円 40,425円)
メニュー 2 - 2 に係る	0.5Mb/s~	もの	(利	兑込価格;	288,000円 302,400円)	
もの	35Mb/s~6	9Mb/sのも	5 <b>0</b>	(利	兑込価格 ·	450,000円 472,500円)
	70Mb/s~135Mb/sのもの			(利	总込価格(	600,000円 630,000円)
メニュー 2 - 3 に係る			クラス 1 のもの	(利		570,000円 598,500円)
もの			クラス 2 のもの	(利	 兑込価格 8	840,000円 882,000円)

# (イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

# 利用料

	X	分	料	金	額
メニュー 2 - 2 に係る	12Mb/sのもの		(税i	<b>込価格</b>	180,000円 189,000円)
もの	42Mb/sのもの		(税i	<b>込価格</b>	310,000円 325,500円)
メニュー 2 - 3 に係る	10Mb/sのもの		(稅	込価格	91,000円 <del>6</del> 95,550円)
もの	100Mb/sのもの		(税i	<b></b>	550,000円 577,500円)

# イ プラン2に係るもの

# (ア) 契約者回線型サービスに係るもの

# 利用料

# 1 契約者回線ごとに月額

	X		分	料	金	額
メニュー 2 - 1 に係る	128kb/sのもの			(7	锐込価格	22,000円 23,100円)
もの	1.5Mb/s のもの	下記以外	トのもの	(稅	込価格	100,000円
		エコノミ	ミークラスのもの	(₹	脱込価格	88,500円 92,925円)
メニュー 2 - 2 に係る	0.5Mb/s~	34Mb/sの	もの	(稅	込価格:	888,000円 932,400円)
もの	35Mb/s~6	35Mb/s~69Mb/sのもの				,350,000円 417,500円)
	70Mb/s~135Mb/sのもの			(税込		,800,000円 890,000円)
メニュー 2 - 3 に係る	1 Gb/sのもの		クラス 1 のもの	(税込		,550,000円 627,500円)
もの			クラス 2 のもの	(税込		,820,000円 911,000円)

# (イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

# 利用料

	区分	米斗	金	額
メニュー 2 - 2 に係る	12Mb/sのもの	(税:	<b>込価格</b>	440,000円 462,000円)
もの	42Mb/sのもの	(税込1	価格 1,	990,000円 039,500円)
メニュー 2 - 3 に係る もの	10Mb/sのもの	(税)	<b>込価格</b>	311,000円 326,650円)
	100Mb/sのもの	(税込1		,530,000円 627,500円)

# (2) メニュー 2 - 3 における 1 Gb/sのものに係る加算料 ア プラン 1 に係るもの

利用料

# 1契約者回線ごとに月額

伝送速度に	関する細目	料 金 額
200Mb/s~ 1 Gb/sの もの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに80,000円(税込価格 84,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに110,000円(税込価格 115,500円)を加えた額

# イ プラン2に係るもの

利用料

# 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に	関する細目	料 金額
200Mb/s~ 1 Gb/sの もの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/sごとに1,060,000円(税込価格 1,113,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/sごとに1,090,000円(税込価格 1,144,500円)を加えた額

# (3) 回線利用料

利用料

	米	斗 金 和	重 別	単	位	米斗	金	額(月額)
回線利用料	メニュー2 - 1のもの			約者 ごと	高速ディジ の専用回線 適用される 基本額(長 基本額の適	タル伝 基期 脚及 の 割 り 割 り も れ り も り も り り り り り り り り り り り り り	線専用料の 利用に係る 高額利用に の適用等を	
	メニュ -2・ 2のも の	契約者回線型サービスに 係るもの			約さ	第1種AT 専用回線と 用される基 本額(長期 本額の適用	所 専な回続び引いる がある。 のものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもので	同一け場合の サービスに 専用に のの の の の の の の の の の の の の の の の の の
		契約者 回線群	契約者回線群に 係るもの		約者 群ご	その中継伝 のATMデ		

	型 ビ 係 の			とに	スの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料(基本額)及び通信料金(長期継続利用に係る料金額の減額の適用及び高額利用に係る料金額の割引の適用等を適用していないものに限ります。以下この表において同じとします。)と同額
		加契約都	回線(追 首回線を 「。)に係	1 契約者 回線ごと に	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料(基本額)及び通信料金と同額
		追加契 約者回 線に係	基本料	1 契約者 回線群ご とに	50,000円 (税込価格 52,500円)
		るもの	加算料	1 追加契 約者回線 ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
	- 2 - 10.0Mb 3 の it/sの 約 者型 ビ	契約者回 係るも <i>0</i>		1 契約者 回線群ご とに	50,000円 (税込価格 52,500円)
約者回   線群型   サービ   スの追		追加契約に係るも		1 追加契 約者回線 ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
加契約 者回線 の提供 に係る		契約者回 係るもの		1 契約者 回線群ご とに	80,000円 (税込価格 84,000円)
もの	の伝送能 可もの	追加契 約 線 に る も の	最 10.0Mb it/sの げ/号がな の で も がな の	1追加契 約者回線 ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
			最 100.0M bit/s の伝送能の 伝可も	1 追加契 約者回線 ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)

#### 借老

1 メニュー2 - 2 に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、 0.5Mb/s~34Mb/sの品目にあってはその契約者回線を同一内容の第1種AT

M専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される1芯式のもの、 35Mb/s~135Mb/sの品目にあっては2芯式のものと同額をそれぞれ適用しま 2 メニュー2-3の契約者回線群型サービスの追加契約者回線の提供に係る ものが最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なものは、メニュー2 - 3 の 100Mb/sの品目のものに限り提供します。

# 2 - 2 - 2 加算額

(1) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にあるとき ((2)に該当する場合を除きます。)。

1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

料	金種別	単位	料 金 額 (月額)
区域外 線路	メニュー2 - 1の もの	1 契約者回線 につき区域外 線路100mまで ごとに	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。) と同額
	メニュー2 - 2の 契約者回線群型サ ービスのもの	1 契約者回線 につき区域外 線路100mまで ごとに	その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額
契約者 回線の 部分	メニュー2 - 2の 契約者回線群型サ ービスのもの	1契約者回線 ごとに	その契約者回線を同一内容のATM データ通信網サービスの契約者回線 とみなした場合に適用される回線使 用料の加算額と同額

# (2) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

	料金種別	料 金 額
異経路の線は	メニュー2 - 1のもの	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
路	メニュー2 - 2 の契約 者回線型サービスのも の	その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2 - 2の契約 者回線群型サービスの もの	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2 - 3 (その 契約者回線の終端の場 所をIP通信網サービ ス取扱所内とするもの を除きます。)のもの	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

# ③ 回線終端装置利用料

#### 1装置ごとに月額

	料金種別	料 金 額
回線終端	メニュー2 - 1のもの	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線 終端装置専用料と同額
装置	メニュー2 - 2の契約 者回線型サービスのも の	その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
	メニュー2 - 2の契約 者回線群型サービスの もの	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線終端装置使用料と同額

備考 回線終端装置は、メニュー2-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものに限ります。)及びメニュー2-2のもの(契約者回線型サービスであって1芯式の契約者回線を利用したもの又は契約者回線群型サービスのものに限ります。)に限り提供します。

#### (4) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

#### 屋内配線利用料

1配線ごとに月額

	料金種	別	料 金 額
配線	メニュー 2 ニュー 2 - 3		その契約者回線を、メニュー2 - 1のものにあっては同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2 - 2のものにあっては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される屋内配線専用料と同額
	メニュー 2	クラス 1	2,000円
	- 3 におけ	のもの	(税込価格 2,100円)
	る 1 Gb/s用	クラス 2	4,000円
	のもの	のもの	(税込価格 4,200円)

備考 屋内配線は、メニュー2-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。) メニュー2-2のもの(契約者回線型サービスであって2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)及びメニュー2-3における1Gb/sのものに限り提供します。

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

#### 機器利用料

1装置ごとに月額

料金種別	料 金 額
回線接続装置	その契約者回線を、メニュー2 - 1のものにあっては同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2 - 2のものにあっては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される機械専用料と同額

備考 屋内配線は、メニュー2 - 1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。)及びメニュー2 - 2のもの(契約者回線型サービスであって2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)に限り提供します。

# 2 - 3 メニュー3に関する利用料金 2 - 3 - 1 メニュー3 - 1に係る利用料

# 1契約者回線ごとに月額

区	分	料 金 額
タイプ 1 に係るもの	500MBのもの	27,000円 (税込価格 28,350円)
	1GBのもの	36,000円 (税込価格 37,800円)
	5 GBのもの	95,000円 (税込価格 99,750円)
	10GBのもの	140,000円 (税込価格 147,000円)
	30GBのもの	320,000円 (税込価格 336,000円)
	50GBのもの	500,000円 (税込価格 525,000円)
	100GBのもの	950,000円 (税込価格 997,500円)
タイプ 2 に係るもの	500MBのもの	57,000円 (税込価格 59,850円)
	1 GBのもの	65,000円 (税込価格 68,250円)
	5 GBのもの	148,000円 (税込価格 155,400円)
	10GBのもの	208,000円 (税込価格 218,400円)
	30GBのもの	448,000円 (税込価格 470,400円)
	50GBのもの	688,000円 (税込価格 722,400円)
	100GBのもの	1,288,000円 (税込価格 1,352,400円)

# 2-3-2 メニュー3-2に係る利用料

区分	料 金 額
10Mb/sのもの	250,000円 (税込価格 262,500円)
100Mb/sのもの	850,000円 (税込価格 892,500円)

# 2 - 4 メニュー4に関する利用料金

# 2 - 4 - 1 利用料

# (1) 基本料

# 1契約者回線又は1利用回線ごとに月額

X	分	料 金	額
利用回線型サービスに係 るもの	1.5Mb/sのもの	(税込価格:	2,700円 2,835円)
	8 Mb/sのもの	(税込価格:	2,800円 2,940円)
	12Mb/sのもの	(税込価格:	2,900円 3,045円)
	24Mb/sのもの	(税込価格 3,	2,950円 097.5円)
	40Mb/sのもの	(税込価格:	2,980円 3,129円)
	47Mb/sのもの	(税込価格:	2,980円 3,129円)
契約者回線型サービスに 係るもの	1.5Mb/sのもの	(税込価格 4,	4,550円 777.5円)
	8 Mb/sのもの	(税込価格 4,	4,750円 987.5円)
	12Mb/sのもの	(税込価格 5,	4,850円 092.5円)
	24Mb/sのもの	(税込価格	4,920円 5,166円)
	40Mb/sのもの	(税込価格 5,	4,950円 197.5円)
	47Mb/sのもの	(税込価格 5,	4,950円 197.5円)

# (2) タイプ2のものに係る加算料

# 1 契約者回線ごとに月額

区	分		料	金	額
契約者回線型サービス					2,500円
			(	込価格	2,625円)

# 2 - 4 - 2 加算額

# (1) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

区分	料 金額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

#### (2) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

#### 屋内配線利用料

1配線ごとに月額

料金種	別	米斗	金	額
配線		60円	(税込信	西格 63円)

#### イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

# (ア) 基本料

#### 機器利用料

1装置ごとに月額

	米斗	金	種		別		料金額	
回線	変復調装置	i(ADS	Lモデム)			440円	(税込価格	462円)
凹線接続装置	帯域分離多	多重装置(	スプリッタ)			50円	(税込価格	52.5円)
装置			幾能付IP電 モデム内蔵ル			440円	(税込価格	462円)
	ルータ機能 ブロードハ		話対応装置 ( タ)	ΊI	P電話対応	300円	(税込価格	315円)
	簡易ルータ 対応電話機		P電話対応数 )	置	(IP電話	300円	(税込価格	315円)
		無線LAN対応型変復調機能・ルー		基本装置	900円	(税込価格	945円)	
		きIP電	応装置(無線 話サービス対 ルータ)		増設装置	300円	(税込価格	315円)
			レータ機能付IP		基本装置	600円	(税込価格	630円)
	電話対応装置(無線LAN機能付き IP電話サービス対応ブロードバン ドルータ)			増設装置	300円	(税込価格	315円)	
	ルータ機能 ス対応装置 ドバンドル	置(フレッ	380円	(税込価格	399円)			
		線LAN対応型ルータ機能・I		基本装置	600円	(税込価格	630円)	
	給サービス	ス対応装置 ハツ・セー	ティファイ川 (IP電話機 フティ対応つ	幾能	増設装置	300円	(税込価格	315円)

- 1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。
- 2 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、ルータ機能付IP電話 対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復 調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能

付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとします。

- 3 当社は、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置を提供します。
- 4 無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(増設装置を提供する場合に限ります。)を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

#### (イ) タイプ2のものに係る加算料

X	分		料	金	額
契約者回線型サービス	契約者回線型サービス			(税込価	i格 525円)

#### 2 - 5 メニュー5に関する利用料金

#### 2-5-1 利用料

#### (1) 基本料

#### 利用料

#### 1契約者回線ごとに月額

区	分		料 金 額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 1 に 係るもの	40,000円 (税込価格 42,000円)
		プラン 2 に 係るもの	9,000円 (税込価格 9,450円)
		プラン 3 に 係るもの	4,300円 (税込価格 4,515円)
		プラン4に 係るもの	4,300円 (税込価格 4,515円)
	46Mb/sのも	5 <i>0</i>	3,500円 (税込価格 3,675円)
メニュー5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 1 に 係るもの	3,100円 (税込価格 3,255円)
		プラン 2 に 係るもの	2,600円 (税込価格 2,730円)
	46Mb/sの もの	プラン 1 に 係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
		プラン 2 に 係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)

備考 メニュー5に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数は、メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るものにあっては合わせて最大50まで、メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン2に係るものにあっては合わせて最大10まで、メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン3のもの、メニュー5 - 1の46Mb/sのもの及びメニュー5 - 2のものにあっては合わせて最大5までとしていただきます。

# (2) タイプ2のものに係る加算料

#### 利用料

区	分		料	· 金	額	
メニュー5 - 1に係るもの	100Mb/sの	もの	(	(税込価村	2,500円 各 2,625円)	
メニュー5 - 2に係るもの	100Mb/s のもの	タイプ 2 - 1 に係るも の	(	(税込価格 2		
		タイプ2 - 2 に係るも の	(	(税込価村	1,000円 各 1,050円)	

#### 2 - 5 - 2 加算額

#### (1) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1契約者回線ごとに月額

*	钭	金	種	別		料	金	額
異経路の線路					別に算定する実費			

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

#### (2) 屋内配線設備の部分

1契約者回線ごとに月額

		料	金	種	別		料	金	額
ア	基本料					2	00円(	税込価	i格 210円)
1	加算料					8	00円(	税込価	i格 840円)

#### 備考

- 1 屋内配線設備の部分に係る加算額はメニュー5 1 の品目が100Mb/sのものに係る契約者回線に適用します。
- 2 加算料については、その契約者回線がある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内の当社が指定する線路設備(当社が設置した部分に限ります。)の全てが1芯の形態のものである場合以外の場合(当社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。)に限り適用します。

#### ③ 回線終端装置利用料

#### ア 基本料

1装置ごとに月額

	区 分	料	金	額	
回線終端装置	メニュー5 - 1 のもの	100Mb/sのもの		(税込価	900円 i格 945円)
		46Mb/sのもの	(稅	込価格	1,300円 1,365円)
	メニュー5 - 20	りもの	(稅	込価格	1,300円 1,365円)

備考 メニュー5 - 2 のものに係る回線終端装置利用料は、46Mb/sの品目のもの に係る契約者回線に限り適用します。

#### イ タイプ2のものに係る加算料

	X	分		料	金	額
回線終端装置			5	00円(	税込価	i格 525円)

# (4) 端末設備に係るもの 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

# 機器利用料

1装置ごとに月額

	X		分		料金額	
回線接	配線設備多重装置 (契約者回線の終	50Mb/s タイプ	下記以外のもの	の	400円 (税込価格 420円)	
続装置	回線接続装置 配線設備多重装機の設備多点を表面 に対して で 方線 との しい で 方線 で まい ここ に おいて 電話 サー	等との間に設置さ		応機能及びI	基本装置	700円 (税込価格 735円)
			P電話機能付 きのもの	増設装置	300円 (税込価格 315円)	
	において電話サービス又は総合ディングタル通信サービ	70Mb/s タイプ	下記以外のもの	の	450円 (税込価格 472.5円)	
	スに係る通信とI P通信網サービス		無線 L A N対 応機能及び I	基本装置	750円 (税込価格 787.5円)	
	に係る通信を同時 に利用できる機能 を有する装置)		P電話機能付 きのもの	増設装置	300円 (税込価格 315円)	
	100Mb/s タイプ		下記以外のもの		500円 (税込価格 525円)	
		無線LAN対 応機能及びI	基本装置	800円 (税込価格 840円)		
			P電話機能付 きのもの	増設装置	300円 (税込価格 315円)	
	ルータ機能付IP電 ドバンドルータ)	<b>電話対応</b> 器	· 養置(IP電話対	対応ブロー	300円 (税込価格 315円)	
	簡易ルータ機能付う 話機アダプタ)	[ P電話対	才応装置(I P 🖺	電話対応電	300円 (税込価格 315円)	
	無線LAN対応型対応装置(無線LA	A N機能付	きIP電話サ	基本装置	600円 (税込価格 630円)	
	ービス対応ブロー     	<b>ドバンドル</b>	<b>ノー</b> タ)	増設装置	300円 (税込価格 315円)	
	ルータ機能付セキ 応装置(フレッツ・ ータ)				380円 (税込価格 399円)	
	無線LAN対応型J 能付セキュリティ	ファイル	供給サービス	基本装置	600円 (税込価格 630円)	
	対応装置(IP電記 ーフティ対応プロ-		<b>5機能付きフレッツ・セ</b>		300円 (税込価格 315円)	

- 1 配線設備多重装置は、メニュー5 2 (46Mb/sの品目のものを除きます。)に係る契約者回線に限り提供します。
- 2 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信

網契約者が属する契約者グループごとに、50Mb/sタイプ、70Mb/sタイプ 又は100Mb/sタイプの中からいずれか1つを選択していただきます。

- 3 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 4 配線設備多重装置を用いた通信については、50Mb/sタイプにあっては当社が別に定める伝送速度まで、70Mb/sタイプにあっては下り(契約者回線から自営端末設備への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。)に係る伝送速度については最大概ね70Mbit/sまで、上り(自営端末設備から契約者回線への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。)に係る伝送速度については最大概ね30Mbit/sまでの伝送速度まで、70Mb/sタイプにあっては下りに係る伝送速度については最大概ね100Mbit/sまで、上りに係る伝送速度については最大概ね35Mbit/sまでの符号伝送が可能なものとなります。
- 5 ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 6 配線設備多重装置 (無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。) ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとします。
- 7 当社は、配線設備多重装置(無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。) 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置を提供します。
- 8 配線設備多重装置 (無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。) 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(増設装置を提供する場合に限ります。)を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

# 2 - 6 メニュー6に関する利用料金

米斗	金	種	別	単	位	料	金	額(月額)
利用料				1 契約者識	別符号ごとに	900円(	(税込	☑価格 945円)

# 2 - 7 メニュー7に関する利用料金

利用料

	X	分	米斗	金	額
100Mb/sのもの			(税込	.価格	800,000円 840,000円)
1 Gb/sのもの			(税込価		3,000,000円 150,000円)

# 2 - 8 付加機能利用料

# (1) (2)以外のもの

	区 分		単 位	料金額(月額)
グルー プ設定機能	メニュー2 (メニュー2・3 における1Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等(メニュー1に係るものに限ります。)からの通信(発信者番号通知を行う通信に限ります。)のみを許容する機能	ア 番の線ら録の約号い下ま10を登号契にかすで者のま同すのの録数約つじるき回数すじ。以可(者きめこる線を。と)内可(者きめこる線をのと)内にも 1 回あ登と契番い以しがの能 1 回あ登と契番い以しがの	1線回一っ約群製(線群スは者が型に1回とは回とに1回とは回とは回としておりの者があります。	3,000円 (税込価格 3,150円)
		イ 登録可能 番号数が 300以内の もの	1線回一つ約群製の製料では、1をはまれる。 1のです できまれる できまれる できまれる できまれる かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	5,000円 (税込価格 5,250円)
		ウ 登録可能 番号数が 1,000以内 のもの	1 製 線 回 ー っ 約 群 回 者 サ あ 契 は 1 日 回 者 サ あ 契 線 に 1 日 回 と に	10,000円 (税込価格 10,500円)
	備1I P通信網契約者は、考からあらかじめいずれか2当社は、I P通信網動います。3当社は、当社の電気通は、現に登録中の契約者	↑1 つを選択して 契約者から請求が 通信設備の保守」	こいただきます があったとき!! ヒ又は工事上*	た。 は区分の変更を行 やむを得ないとき
発信者識別符号認証代行機	メニュー2(メニュー2・3における1Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号(契約者回線等(メニュー2及びメニュー3に係るものを除きます。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、IP通信	符の 線にかすで 者 数約つじる き 識数 こる 別 を る き の 信 の に の に る き の に る き る き る き る き る き る き る き る き る き る	1線回一っ約群(線群スは一つの割ができまれる。 おいまい でおり でおいまい 回と はいまい はいまい はいまい はいまい はいい かいがい かいがい かいがい かいがい おいまい はいい かいがい かいがい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい はいい はい は	12,000円 (税込価格 12,600円)

能	いし す。	契約者が割り当てるものを Nます。以下同じとしま )を利用した通信のみを許			
	容す	ける機能	イ 登録可能 符号数が 100以内の もの		18,000円 (税込価格 18,900円)
			ウ 登録可能 符号数が 300以内の もの		30,000円 (税込価格 31,500円)
			エ 登録可能 符号数が 500以内の もの		45,000円 (税込価格 47,250円)
	備考	1I P通信網契約者は、からあらかじめいずれかります。2当社は、I P通信網更額います。33当社は、当社の電気運は、現に登録中の発信者4I P通信網契約者及びあれただきます。5当社は、第51条(責任をことに伴い発生する損害	か1つを選択して 型約者から請求が 通信設備の保守」 試識別符号を消失 が発信者は、発信 手の制限)に規定	こいただきますがあったときに 上又は工事上かますることがあ 言者識別符号の ごするほか、こ	r。 は区分の変更を行 やむを得ないとき らります。 D適正な管理に努
無線アクセス機能	約て 動 P	ニュー1、メニュー4又はス 皆回線等に係るIP通信網 そのIP通信網契約者が打 無線装置から無線基地局設備 通信網サービスを利用するこ 機能	見契約者につい 指定する1の移 備を経由してI		800円 (税込価格 840円)
(フレッツ・スポ	備考	1 この付加機能には、E いいます。以下同じとし IP通信網契約者の認記 るものをいいます。以下 2 IP通信網契約者は、 限り、この機能を利用す	vます。) とタイ: 正においてIEEE8 「同じとします。 1の契約者回約	プ2のもの (〕 02.1xに規定す ) があります。 泉等につき 1 0	通信を行うための する方式を使用す 。

ット	3 IP通信網契約者は、この付加機能を無線基地局設備から当社が別
·	に定める範囲において利用することができます。
	4 この付加機能を利用した通信については、無線基地局装置又はIF
	通信網契約者が指定する移動無線装置の通信の方式により、当社が別

に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

- 5 この付加機能を利用した通信については、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)との間について行うことができます。
- 6 IP通信網契約者は、当社がそのIP通信網契約者を認証するため に必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出ていた だきます。
- 7 当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 8 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

	ا م	- C IC IT V 17	6エック頂き		よ、貝讧で貝いる	. e 70°
閉域グループ内通信機能 (フレッツ・グル	メ1ュはーニ・10の4もき以欄てニ、一メ5ュ100プにのま下に同コメ4ニ(一1/ラ係をすこおじ・1 二又ュメ5の。ンる除。のいと	アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ア閉ルにる者等のがも(シメー)閉ルにる者等のがも(シメー)域一属契回の上10のベッニ)のグプす約線数限のニークュ	外の ユ・100Mb/ラにも 以も 二5の/もおプ1る	1等閉内用(係う契す字のを以ま契に域通者こるI約る及組い下す約つグ信識の通P者たびみい同)留・一能符能を信識の字わすとといって利号に行網別英等せ。しに線のプ利号に行網別英等せ。しに	1,800円 (税込価格 1,890円) 11,000円 (税込価格 11,550円)
ープ )	します。) に係る契 約者回線 等につい	のとし ます。) がその 閉域グ	(イ) 1 の 閉域グ ループ	以 外のも の	1 契約者回線 等につき 1 の 閉域グループ	4,000円 (税込価格 4,200円)
	て機供る回そ通約ら指契線に、能を契線の信者か定約等1網がじし者(の提け者とP契あめた回メ	別内意約線の通行ときのプ任契回とでをこでも	にる者等のがも(ネニ個約属契回の上20のビスュ別形す約線数限の ジメー契態	メー 1 00Mb/ s のン係の もの	内通信機能利 用者識別符号 ごとに	24,000円 (税込価格 25,200円)

ニュー 1、 メニュー 4、メニ ュー5又 はメニュ	イ その 閉域グ ループ におい てこの	(ア)1の 閉域グ ループ に属す る契約	は 以 外のも の	この機能の提 供を受ける1 の契約者回線 等につき1の 閉域グループ	28,000円 (税込価格 29,400円)
ー6にの 限すな ー 欄が もまい かがく (区一と以が がっとす がっとす ままり かん こう かい おかい おかい おかい おかい おかい おかい おかい おかい おかい	機提受い約線そ域ーの能供ける者等のグプ他のをて契回と閉ル内の	者 等 の か も の も の も の も の も の も の も の も の も の	ユ・100Mp/ メー100Mp/ まラにもあ のいりののいりののののののののののののののでは、これのののでは、これのののでは、これのののでは、これののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	でとに	48,000円 (税込価格 50,400円)
「ルとす契線間て通みた可る閉ーい。約等に、信を通能機域プい内者とおI網介信と能が」まの回のいPのしをす	契回とのをこでも(ネニー約約線の通行ときのビスュ括形者等間信うがる・ジメー契態)		別ル内い二5のb/プ1る者とのがなりそ域ーにてュ・10gラに契回の通可ものグプおメー1Mのン係約線間信能の		168,000円 (税込価格 176,400円)
		(イ) 1 の 閉域グ ループ に属す	又 は 以 外のも の	この機能の提供を受ける1の契約者回線等につき1の	56,000円 (税込価格 58,800円)
		る契約 等の の か 20の も の	ュ・10 g ラにもあるのメー100Mのン係のっ以もこののがある。以ものになる。	閉域グループ	84,000円 (税込価格 88,200円)

閉域グ	(税込価格
ループ	352,800円)
内にお	
いてメ	
= -	
5 - 1	
の 100M	
b/s Ø	
プラン	
1 に係	
る契約	
者回線	
との間	
の通信	
が可能	
なもの	

# 備考

- 1 上記の区分がアのものに係る1の閉域グループにおけるメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線の数の上限は1とします。
- 2 上記の区分がイのものに係る1の閉域グループにおいてこの機能の 提供を受けることとなる契約者回線等の数は1とします。
- 3 IP通信網契約者(上記の区分がアのものに係る者に限ります。以下この項において同じとします。)は、その閉域グループにおいてIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人(その閉域グループにメニュー5・1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線が属する場合は、その契約者回線に係るIP通信網契約者とします。)を当社に対する代表者(その閉域グループに属することとなる全てのIP通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その閉域グループに属する他のIP通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行うことができる者とします。以下この欄において同じとします。)と定め、これを当社に届け出ていただきます。
- 4 当社は、IP通信網契約者(その閉域グループにおいてこの機能の 提供を受けているIP通信網契約者が2人以上となる場合は代表者と します。)からの請求により閉域グループを設定します。
- 5 当社は、IP通信網契約者(メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る者を除きます。)から請求があったとき(代表者から請求があった場合を含みます。)は、そのIP通信網契約者が指定する閉域グループに係る閉域グループ内通信機能の提供を行います。この場合、IP通信網契約者(上記の区分がアのものに係る者に限ります。)は、その閉域グループに係る全てのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 6 IP通信網契約者は、閉域グループ内通信機能の区分の変更に係る 請求を行うことはできません。
- 7 上記の区分がアのものに係る閉域グループにおけるメニュー5 1 の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線について、この付加機能の廃止があった場合は、その閉域グループに係る他の契約者回線等についても、この付加機能を廃止します。
- 8 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与される閉域グループ識別符号(閉域グループを識別するための英字又は数字等

の組み合わせをいいます。以下同じとします。) 及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。

- 9 1の閉域グループにつき付与される閉域グループ内通信機能利用者 識別符号の数の上限は、その閉域グループに属する契約者回線等の数 の上限と同数とし、1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号を1 の契約者回線等にて利用していただきます。
- 10 閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号 は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更する ことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信 網契約者にお知らせします。
- 11 IP通信網契約者は、閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通 信機能利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- 12 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

メニュー1、メニュー4、メニュー5(メニ ュー5 - 1の100Mb/sのプラン1若しくはプ ラン4に係るものに係るものを除きます。)又 はメニュー6に係る契約者回線等について、 契約者回線等識別符号(この機能を利用する 契約者回線等を識別するための英字及び数字 等の組み合わせであって、当社が別に定める ところにより付与するものをいいます。以下 同じとします。)を用いて、通信の都度指定す る他の契約者回線等(この機能の提供を受け ているものに限ります。以下この欄において 「通信の相手先」といいます。) であってこの 機能を利用しているものとの間において、I P 通信網のみを介した通信(当社が別に定め るものに限ります。)を可能とする機能、通信 の相手先がこの機能を利用していない場合に その通信を当社の符号蓄積装置へ転送してメ ッセージを蓄積し、その通信の相手先が当社 が別に定める方法によりその再生及び消去を 行うことを可能とする機能並びにそのIP通 信網契約者が当社が別に定めるところにより あらかじめ登録した契約者回線等識別符号以 外の契約者回線等識別符号に係る契約者回線 等からの着信又は当社の符号蓄積装置へのメ

ッセージの蓄積を許容しない機能

1契約者回 線等識別符 号ごとに 480円 (税込価格 504円)

備考

回線等

相互

蕳

通

信機

能 (フ

ツ

\_\_\_\_\_\_

シ

- 1 当社は、メニュー6に係るものにあっては1の契約者識別符号ごとに、その他のものにあってはこの機能を提供する1の契約者回線等ごとに1の契約者回線等識別符号を付与します。
- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは契 約者回線等識別符号を変更するときがあります。この場合、当社は、 あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- 3 IP通信網契約者は、契約者回線等識別符号の適正な管理に努めて いただきます。
- 4 当社は、その契約者回線等についてIP通信網サービス利用権の譲

		渡があった場合は、その契約者回線等様 5 メッセージとして蓄積することが可能 社が別に定めるところによります。 6 当社は、当社の電気通信設備の保守 その他当社の業務の遂行上著しい支障 いるメッセージを消去することがあります。 当社は、この備考の6の規定によりを消去したことに伴い発生する損害に 8 当社は、第51条(責任の制限)に規定 ることに伴い発生する損害については、	能な符号の容量 上又は工事上かがあるときは、 ます。 現に蓄積されて ひいては、 責任 定するほか、こ	最及び期間は、当 やむを得ないとき 現に蓄積されて ているメッセージ Eを負いません。 この機能を提供す
同時通信可能差	() sの ます	ニュー4又はメニュー5 ペニュー5 - 1の100Mb/ プラン4のものを除き F。)に係る契約者回線等 ONT、同時に通信を行	2 を超えて 追加する 1 の同時通信 が可能な着 信先ごとに	,
可能着信先数追加機能 ( フレッツ	社ます 同超 100 にあ	てとが可能な着信先(当が別に定めるものを除き す。以下この欄において がとします。)の数を2を さて(メニュー5 - 1の Mb/sのプラン 1 のもの あっては4を超えて)追 することを可能とする機	4 を超えて 追加する 1 の同時通信 が可能な 信先ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
フ・プラス)	備考	同時に通信を行うことが可能な着信先の 5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン 1 メニュー 5 - 1の100Mb/sのものにおける は10まで、その他のものにあっては 5 まっ	に係るものに 3 プラン 2 にほ	あっては20まで、
IPv6通信機能 (フレ	の係す相通め契一び等	ニュー4又はメニュー5(メニュー5 - 1 00Mb/sのプラン4のものを除きます。)に 5契約者回線等について、通信の都度指定 5他の契約者回線等との間において、通信 5件識別符号を用いてIPv6によりIP 5網のみを介して行う通信(当社が別に定 54のに限ります。)を行うこと並びにその 54回線に接続される端末設備のコンピュ 67ウイルスを検出若しくは駆除する機能 67三者による不正アクセスを防止する機能 67年であるセキュリティファイルの供給を受 67年であるとする機能	1契約者回線等ごとに	480円 (税込価格 504円)
ッツ・∨6		この機能の提供にあたっては、1(適用	) の(10)欄の各号	号の規定に準じて
ツ ・ v	備考	取り扱います。		

別符号追加機能	備 1 追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、最大4までとします。 2 その契約者回線についてIPv6通信機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。					
セキュリティファ	メニュー5 - 1の100Mb/s のプラン4に係る契約者回 線又はIPV6通信機能を 提供されている契約者回線 等について、1を超える端 末設備においてセキュリテ		ロキュリティフ ァイル供給を受 ける端末設備を 追加することが 可能な数が1の もの	1 契約者回線等ごとに	420円 (税込価格 441 円)	
イル供給先追加機能	ィファイル供給を受け とを可能とする機能	1 1 1	セキュリティファイル供給を受ける端末設備を 追加することが可能な数が最大4までのもの	1 契約者回線等ごとに	1,650円 (税込価格 1,732.5円)	
HE	備 その契約者回線に 考 機能を廃止します		IPv6通信機能	たの廃止があっ	った場合は、この	
同報通信機能	メニュー 7 のものに ついて、その契約者 回線から送信された 符号を複製して複数	基本額	メニュー7に おける100Mb /sの品目に係 るもの		350,000円 (税込価格 367,500円)	
₽C	の契約者回線等へ送 信を行うことを可能 とする機能		メニュー7に おける 1 Gb /sの品目に係 るもの		2,500,000円 (税込価格 2,625,000円)	
•		加算額		こ 利信 号 が 1 回 に が 1 回 線 を 送 が 1 回 線 り の 線 り の 線 り の 線 り の に が り の に り の に り に り に り に り に り に り に り に	200円 (税込価格 210円)	
	考 信する契約者回 その契約者回約 廃止があった後 加算額について 2 この機能の利 相手先識別符号 3 当社は、第5	回線等のi 線等の廃」 は、再びi 、その料 川用に係る けの数は、 1条(責	追加があった場合 上があった場合♪ 追加があった場合 料金月の翌料金月 る通信についてに 最大128までと	合(その追加が 又はその契約者 なを除きます。 引から適用しま は、利用するこ していただき 定するほか、こ	ことが可能な通信 ます。 この機能を提供す	

#### ② 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

	区分	単	位	料金額
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線(メニュー2に係るものに限ります。)と接続している契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。)との通信について、IP通信網契約者(メニュー2に係る者に限ります。)からの申し出により、その通信に係るセッションを解除する機能			
	備 当社は、この機能においてセッションを検 考 害については、責任を負いません。	解除する	ることに	こ伴い発生する損

#### 第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又 は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の 1

備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2(メニュー2-2の契約者回線群型サービスのものを除きます。)及びメニュー3に限り締結します。

# 第2類 手続きに関する料金

# 1 適用

区分	内	容	
(1) 手続きに関する	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
料金の適用 	種別	内容	
	契約料	I P通信網契約(メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	
	譲渡承認手数料	I P通信網サービス利用権の譲渡の 承認の請求をし、その承諾を受けた ときに支払いを要する料金	
(2) メニュー 4 に関する契約料の適用 に関する特例	り、リンク未確立れ 認できる場合に限り ビスの提供の開始の P通信網契約者から	I P通信網サービスの提供の開始によ 大態となった場合(そのことを当社が確 ります。)であって、そのI P通信網サー D日の翌日から起算して20日以内に、I Gその旨の申出があり、そのI P通信網 れた場合は、2 (料金額)の規定にかか 適用しません。	

# 2 料金額

料金種別	単位	料 金 額
契約料	1契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円(税込価格 840円)

# 第2表 工事に関する費用

第1 施設設置負担金

1 適用

区分	内容
施設設置負担金の適用	ア 施設設置負担金は、メニュー2 - 1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのもの及びその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)であって臨時IP通信網契約以外の契約に係るものについて適用します。イ アに規定するほか、その他の施設設置負担金の適用については、その契約者回線を同一内容の専用サービスとみなした場合の適用に準ずるものとします。

# 2 施設設置負担金の額

引込線1回線ごとに

区分	料 金 額
メニュー2	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの 専用回線とみなした場合の施設設置負担金と同額

# 第2 工事費

# 1 適用

区分	内	容
(1) 工事費の算定	回線終端装置工事費	事費と施工した工事に係る交換機等工事費、 費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調 者回線等変更工事費を合計して算定しま
(2) 基本工事費の適用	(をの事30,450F とででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F のででは、450F ののでは、450F ののでは、450F ののでは、450F ののでは、450F ののでは、450	設置負担金の支払いを要する工事の場合で 端装置工事、配線工事及び機器工事を伴わ 本工事費は適用しません。 ついて、回線調整を行う場合(保安器の変 合を除きます。)は基本額に回線調整に関す
(3) 交換機等工事 費、契約者回線 等変更工事費、		紀約者回線等変更工事費、回線調整工事費、 費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次 す。
回線調整工事費、回線終端装	区分	交換機等工事費等の適用
買、回線終端表 置工事費、屋内 配線工事費及び 機器工事費の適 用	ア・交換機等工事費	I P通信網サービス取扱所の交換設備 又は主配線盤等において工事を要する 場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工 事以外の工事であって、施設設置負担 金の支払いを要する工事又は施設設置 負担金の支払いを要する工事と同時に 施工する工事については、この限りで ありません。
	イ 契約者回線 等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置 に伴い、当社が別に定めるところによ り契約者回線等に係る設備を変更する 工事を要する場合に適用します。
	ウ 回線調整工 事費	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回

		線調整(回線収容替え(イの場合を除きます)ブリッジタップはずし(契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。)又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。
	工 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
	才 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
	力機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要す る場合に適用します。
(4) 移転の場合の 工事費の適用	移転の場合の工事引 て適用します。	貴は、移転先の取付けに関する工事につい
(5) 別棟配線等の 場合の屋内配線 工事費の適用	(工事費の額)の ます。 ア 別棟との間の面	場合の屋内配線工事費の額については、2 見定にかかわらず、別に算定する実費とし 記線工事 関契約に係る配線工事
(6) 契約者回線が 取扱所交換設備 に収容される部 分等に係る工事 費の適用	のもの及びメニュ 契約者回線が取扱 約者回線の一端 のもの及び1.5Mb の並びにメニュー のものしているも ます。 イ メニュー2・2 中継伝送回線は、	メニュー2 - 2の契約者回線群型サービス1-2 - 3に係るものを除きます。)に係る股所交換設備に収容される部分は、その契(メニュー2 - 1のものにおける128kb/s/s/s(エコノミークラスを除きます。)のもー2 - 2のものにおける35Mb/s~135Mb/sは、当社が提供する屋内配線及び宅内機器5のとします。)とみなして工事費を適用し2の契約者回線群型サービスのものに係るその中継伝送回線と同一内容のATMデビスの契約者回線とみなして工事費を適用
(7) 割増工事費の 適用	件に次表に規定する	関契約者から割増工事費を支払うことを条 る時間帯に工事を行ってほしい旨の申出が て、当社の業務の遂行上支障がないときは、

その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで (土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)の 規定により休日とされた日 並びに1月2日、1月3日 及び12月29日から12月31日 までの日をいいます。)にあ っては、午前8時30分から 午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の 合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて 1.3を乗じた額に1,000円 (税込価格1,050円)を加算 した額
午後10時から翌日の午前8 時30分まで	その工事に関する工事費の 合計額から1,000円(税込価 格 1,050円)を差し引いて 1.6を乗じた額に1,000円 (税込価格 1,050円)を加算 した額

#### (8) 工事費の減額 適用

当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

# (9) メニュー4 に関する工事費の適用除外

メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限ります。)は適用しません。

#### 2 工事費の額

#### 2-1 メニュー1に関するもの

メニュー1の提供の開始、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更、移動無線装置の登録情報の変更、利用の一時中断若しくは再利用、閉域グループ内通信機能の利用開始、代表者の変更、利用回線の移転、IP通信網契約者からの請求による利用回線の契約者回線番号の変更、利用の一時中断若しくは再利用又は契約者回線等相互間通信機能の利用開始、利用回線の移転、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事

		区分		単位	工事費の額
(1) 基本工事費			1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(2) 交換 機等工 事費	の設置		□事(利用回線 関する工事と同 □除きます。)	I P通信網サービ スを利用する1の Bチャネルごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	イ 無線アクセ	(ア) (イ)、 (ウ)及び (エ)以外	区分がタイプ 1 のもの	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	ス機 能に 関す るエ	のとき	区分がタイプ 2 のもの	1契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
	事 (イ) 区分 の変更工 事	タイプ 2 への 変更の場合	1契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)	
			タイプ1への 変更の場合	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 利用の 事	の一時中断の工	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(工) 再利用	用の工事		(ア)の工事 費と同額
	ウ 閉 域グ ルー	(ア) (イ) 及び(ウ) 以外のと	以外の 工事	1 の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	プ内 き 通信 機能 に関 する 工事	閉域グル ープ内通信 機能の区分 がイのもの に関する工 事	1 閉域グループご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		(イ) 利用の事	の一時中断の工	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格

					1,050円)
		(ウ)	再利用の工事		(イ)の工事 費と同額
	エ 契 約者 回線	(ア) とき	(イ)及び(ウ)以外の 5	1 契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	等相 互間 通信 機能	(イ) 事	利用の一時中断の工	1 契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	に関する工事	(ウ)	再利用の工事		(ア)の工事費と同額

# 2 - 2 メニュー2に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、セッション解除機能の利用、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の登録若しくは変更に関する工事

	X			分	単	位	工事費の額
ア 基 本工 事費	(ア) (	イ)以外の	D場合		1の工事 基本額 加算額	事ごとに	4,500円 (税込価格 4,725円) 3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) ゔ	∑換機等□	E事のā	かの場合	1の工事	事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ換等事費	メニュ 終 級所 ( る ビス 取	ュー 2 - D場所を 〔その契約 置が設置 双扱所に『	3 のも I P通 対者回終 される 限りま	ニュー2 - 1 又は のであってその 信網サービス取 泉の終端に対向す I P通信網サー す。) 内とするも する工事	引込線 1	   回線ご	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ)付 加機 能に 関す る工	グ ルー プ設 定機 能に	回線の 通信組 を変見	D開始又は契約者 D移転(収容IP 関サービス取扱所 更するものに限り )の工事のとき	1の契約番号ごと	か者回線 ∴に	700円 (税込価格 735円)
	事	関す る工 事の 場合	の移軸	D変更工事(上欄 気の工事と同時に されるものを除き )のとき	(契約者 型サーb	契約者	1,000円 (税込価格 1,050円)
				皆回線番号の追加 □事のとき	追加登録 の契約者 号ごとに	<b>皆回線番</b>	700円 (税込価格 735円)
		発者別号証行機関	利の始は約回の転用開又契者線移	契約者回線の設置 ではない では では では できます でいます でいま	1 契約者 とに	首回線ご	3,000円 (税込価格 3,150円)

する 工事 の場 合	(容P信サビ取り収1通網ース扱う	あって 分内に 目間に を除き	系るもので ておけるもの にます。) に は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
	所変すもにりすの事とを更るの限ま。工のさ	上以の合	メニュー 2 - 1の もスニュー 2 - 3 に お け/sの 品目の の	(契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者	6,000円 (税込価格 6,300円)
	とき		メ2契線ビの/sMb目にす契線ーもニ・約型ス(0か/sの限)約群ビのユ2者サの.5らのもり及者型スのありの目の回一もMb 4品のまび回サの	型サービスにあ	6,000円 (税込価格 6,300円)
			メ 2 契線ビの /sh/sの限 つって 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	1 契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)
			メニュー 2 - 2の 契約型サー ビスのも の(70Mb	型サービスにあ っては 1 契約者 回線群)ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)

		5M 品 の ま び ー に 10	か b /s b lにすメ2おの品のらのもり及ュ3るののののようのののののののののののののののののののののののののののののののの		
		区分の変更工事の移転の工事と施工されるものます。) のとき	同時に	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあっては1契約者 回線群)ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		ッション解除機能 事の場合	に関す	解除する1のセ ッションごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(ウ)取 扱所 交換 設備 に関	約者 回線 「追加契	メニュー2 - 1 のもの及びメニ ュー2 - 3にお ける10Mb/sの品 目のもの	に係	1契約者回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)
する 工事 ((イ ) の 場合	回線 を除 きま す。		プラ ン 2 に係 るも の	1 契約者回線ごとに	27,000円 (税込価格 28,350円)
ੇ ਡੇ ਡੇ ਰੇ ਡੇ	この	メニュー 2 - 2 の契約者回線型 サービスのもの (0.5Mb/sから34 Mb/sの品目のも	に係	1契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	とますの置り	のに限ります。)	プラ ン 2 に係 るも の	1契約者回線ごとに	28,000円 (税込価格 29,400円)
	若し くは 移収 容I	メニュー2 - 2 の契約者回線型 サービスのもの (35Mb/sから69 Mb/sの品目のも	に係 るも の	1契約者回線ごとに	14,000円 (税込価格 14,700円)
	P通 信網	のに限ります。)	プラ ン 2	1契約者回線ごとに	34,000円 (税込価格

サー ビス 取扱				に係 るも の		35,700円)		
所変すもにり	の契約 サービ ( 70 135Mb	す。)及びメ 一2-3に		プ ン に る の	1 契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)		
す。) 品若く細	す。) - 2 る 100			す。)及びメ: ー2-3にる る100Mb/sの		のものに限り す。)及びメニ ー 2 - 3 にす る 100Mb/s の 目のもの		プンにる の
の更(以ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	メニ: 2 - 2 契約i 線群! ービ:	2 の <b>当回</b> 型サ	下記りのもの	プ ン に る の	1 契約者回線群 ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)		
限り ます 。)の 場合	もの			プ ン に る の	1契約者回線群 ごとに	26,000円 (税込価格 27,300円)		
			契約者に係る	香回線 るもの	1契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)		
			論理 <sup>3</sup> ルに (6 の		1論理チャネル ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
	メニ ュー 2・ 3に おけ	基本額	クスにるの の	プンにる の	1 契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)		
	る 1 Gb/s の品 目の もの			プラ ンに係 るの	1 契約者回線ごとに	32,000円 (税込価格 33,600円)		
			クラ スに係 るの	プラ ン1 に係 る の	1契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)		

			プラ ン 2 に る の	1 契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格 40,950円)
	加算額	クラス 係るも	ス 1 に 5の	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/s ご とに	7,000円 (税込価格 7,350円)
		クラス 係るも	ス 2 に 5の	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/s ご とに	11,000円 (税込価格 11,550円)
契約者回 型サービス ける追加契	にお 約者	基本客	頁	1契約者回線群 ごとに	4,000円 (税込価格 4,200円)
回線の設置 設又は移転 合		加算客	Ą	1追加契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
品目の (メニュー 2 の契約者	2 - 回線	下記りもの	以外の	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
型るてににりのの変に限合サも、お係ま他登更定りーののるも)契若当るすのほのない	あ分目には内くがのっ内間限そ容は別に	- 3 に る 1 G 品目の ス 2 に		1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
内容の登録 くは変更(	変更 ( 当社		ソ1に 5の	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
が別に定め のに限りま の場合		プラン 係るも	ソ2に 5の	1の工事ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
メ 伝送 ニュ 速度 ー 2 に関 ・ 3 する にお 細目	後0	本   本   割   系	ク ス に る の	変更後の細目に 係る伝送速度が 変更前のものを 超える100Mb/s ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)

1 1 1	Ī	I .	1 1		ı
ける 1 Gb /sの 品目 に係	の変 更の場合	送度変前もを速が更のの超	クラ ス 2 に係 るも の	変更後の細目に 係る伝送速度が 変更前のものを 超える 100Mb/s ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
目の変更の場		える場合	プラン 2 に係る加 算額	1契約者回線ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
		上以の合 合	基本額	変更後の細目に 係る伝送速度が 変更前のものを 下回る 100Mb/s ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			プラン 2 に係る加 算額	1 契約者回線ご とに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	の様よ細の更場の合	クラ ス 1 とク	基本額	1契約者回線ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
		1目 2 と 0変 の間 0の変	加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/s ご とに	7,000円 (税込価格 7,350円)
		上記 以外 の場	基本額	1契約者回線ご とに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		伽	加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/s ご とに	2,000円 (税込価格 2,100円)
プ:	ランの変	変更の場	 易合	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
プ ン2 係る・ の他 契約	に のが そ 3 ii の 品間 内	ひびメニ	2 - 1のも ニュー2 - る10Mb/sの	1 契 約 者 回 線 (契約者回線群 型サービスにあ っては 1 契約者 回線群)ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)
容の? 更(! 社が!	当   メニ 当   約者	<b>皆回線</b> 型	2 - 2の契 型サービス 5Mb/sから	1 契 約 者 回 線 (契約者回線群 型サービスにあ	21,000円 (税込価格 22,050円)

に限り ます。)	34Mb/sの品質 に限ります。 約者回線群型 スのもの	)及び契	っては1契約者 回線群)ごとに	
の場合	メニュー 2 約者回線型 のもの (35M 69Mb/sの品間 に限ります。	ナービス lb/sから 目のもの	1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
	メニュー 2 約者回線型 1 のもの (70M 135Mb/sの品 のに限ります メニュー 2 ける 100Mb/s のもの	ナービス lb/sから 計目のも け。)及び - 3にお	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあっては1契約者 回線群)ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
	メニュー 2 - 3 におけ る 1 Gb/sの	基本額	1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
	品目のもの	加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/s ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
か ら 以 外の場 合	メニュー 2 の及びメニ: 3 における1 品目のもの	<b>1</b> – 2 -	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	メニュー 2 約者回線型 1 のもの (0.5 ら34Mb/sのほ のに限ります 契約者回線 ビスのもの	ナービス iMb/s か 品目のも け。)及び	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	メニュー 2 約者回線型 のもの(35Mb 9Mb/sの品目 に限ります。	ナービス )/sから6 目のもの	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
	メニュー 2 約者回線型 のもの( 70Mb 35Mb/sの品間 に限ります。	ナービス )/sから1 目のもの	1の工事ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)

		ニュー2 - 3 におけ る100Mb/sの品目の もの			
		メニュー 2 - 3に おける1	基本額	1契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		Gb/sの品 目のもの	加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/sご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 回糸	泉終端装置工事費				別に算定す る実費
工 屋 内配 線工	(ア) 既設配線を 利用しない場合	ケーブル <sup>西</sup> 配線	己線以外の	1配線ごとに	3,800円 (税込価格 3,990円)
尹貝		ケーブル酢	己線	1配線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	(イ) 既設配線を 利用する場合	ケーブル配線以外の配線		1配線ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)
		ケーブル酢		1配線ごとに	3,900円 (税込価格 4,095円)
才 器工 事費	回線接続装置				別に算定する実費

# ② 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

	X		分	単	位	工事費の額
ア 利 用の 一時	(ア) 基本工事	費		1の工事	事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
中断 又は 利用 休止	(イ) 交換機 等工事費	以外 の工	下記以外のもの	1 契約者 とに	皆回線ご	1,000円 (税込価格 1,050円)
の工事		事	メニュー2 - 3 における 1 Gb/s の品目のクラス 2 に係るもの	1 契約者 とに	<b>皆回線ご</b>	2,000円 (税込価格 2,100円)
			り者回線(その終 易所をIP通信網	引込線 1 とに	1 回線ご	1,000円 (税込価格

		契約者 向るIF 取扱する - 2 Gb/s0	ごス取扱所(その 対別の終端では、 が設置が設置を が設置にのでは、 が記していますが、 ができますが、 がいまがいますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		1,050円)
イ 再 利用	(ア) (イ)以外	の工事			(1)の工事費の額と同額
事	(イ) 契約者 回線(その 終端の場所	基本	工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	を I P 通信 「 網サービス 取扱所 ( そ の契約者回	交 換機 等工	下記以外のもの	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	線対置れ信ス限内のュにGbににす加ッ除き関の向がる網取りと又一お/s係限)機シ機ます終す設Iサ扱ますは2けのる「及能ョ能する端る置Pー所するメ・る品も〕び(ンを)工に装さ通ビに)も二31目のま付セ解除に事	事費	メニュー2 - 3 における 1 Gb/s の品目のクラス 2 に係るもの	1契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

# 2 - 3 メニュー3に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、サーバ装置に蓄積される符号の登録若しくは変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

	X	分	単位	料金額
ア基本]	事費		1の工事ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換 機等工	(ア) 利用の 開始に関す	メニュー3 - 1のもの	1契約者回線 ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
事費	る工事	メニュー3 - 2のもの	1契約者回線 ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	(イ) 契約者 回線の移転	· .		6,000円 (税込価格 6,300円)
	に関する工 事	メニュー3 - 2のもの	1契約者回線 ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	(ウ) 品目又 は細目の変	メニュー3 - 1のもの	1契約者回線 ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
	更に関する 工事	メニュー3 - 2のもの	1契約者回線 ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
	(エ) (ア)か ら(ウ)以外	メニュー3 - 1のもの	1の工事ごと に	2,000円 (税込価格 2,100円)
	の場合	メニュー3 - 2のもの	1の工事ごと に	15,000円 (税込価格 15,750円)

# (2) 利用の一時中断に関する工事

	区分	単位	工事費の額
ア 利用	(ア) 基本工事費	1の工事ごと	1,000円
の一時		に	(税込価格 1,050円)
中断の	(イ) 交換機等工事費	1契約者回線	2,000円
工事		ごとに	(税込価格 2,100円)
イ 再利用の工事			アの工事費の額と同額

#### 2 - 4 メニュー4に関するもの

(1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更若しくは移動無線装置の登録情報の変更、閉域グループ内通信機能の利用開始若しくは代表者の変更、契約者回線等相互間通信機能の利用開始、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、IPv6通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始若しくは区分の変更、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

	X	分		単位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合			1の工事ごとに 基本額 加算額 回線調整に関する 加算額	4,500円 (税込価格 4,725円) 3,500円 (税込価格 3,675円) 6,900円 (税込価格 7,245円)
	(イ) 交換機 合	幾等工事の	かみの場	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工	(ア) (イ) から(オ)	合	以外の場	1契約者回線等ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)
事費	以外の工 事	サーと の は る に 施 ]	用ごりの k 厚になる にいい ない はい はい とう はい とう はい	1 契約者回線等ごとに	2,050円 (税込価格 2,152.5 円)
	(イ) 無線 アクセス 機能に関 する工事	以外 のと き	区分が タイプ 1 のも の	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			区分が タイプ 2 のも の	1契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		区 分の 変更 工事	タイプ 2への 変更の 場合		2,000円 (税込価格 2,100円)
		のとき	タイプ 1への 変更の	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)

		場合		
	(ウ) 閉域 グループ 内通信機	以外の工 事	1の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	能に関す る工事	閉域グルー プ内通信機能 の区分がイの ものに関する 工事	1 閉域グループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 契約者 信機能に関	音回線等相互間通 関する工事	1 契約者回線等識 別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(オ) 同時通信可能着信先数 追加機能、IPV6通信機 能、通信相手先識別符号追 加機能又はセキュリティフ ァイル供給先追加機能に関 する工事		1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 契約者	皆回線等変更工事費		1の工事ごとに	4,600円(税込価格 4,830円)
工 回線 調整工	(ア) 回線収容替えを行う場 合		1の工事ごとに	9,600円 (税込価格 10,080円)
事費	(イ) ブリッジタップはずし を行う場合		1の工事ごとに	10,800円 (税込価格 11,340円)
	(ウ) 保安智 合	器の変更を行う場	1の工事ごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)
才 屋内 配線工	(ア) 既設配線を利用しない 場合		1配線ごとに	3,800円 (税込価格 3,990円)
事費	(イ) 既設 合	卍線を利用する場	1配線ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)
力 機器 工事費	回線接続装置		1装置ごとに	別に算定する実費

#### 備考

- 1 当社は、回線調整(保安器の変更を除きます。)の結果を、そのIP通信網 契約者に通知します。
- 2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が 発生しなくなることを保証するものではありません。
- 3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません(保安器の変更に係るものを除きます。)。

#### (2) 利用の一時中断に関する工事

	X	分	単位	工事費の額
ア 利用 の一時	(ア) 基本]	事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
中断の 工事	(イ) 交換 機等工事	以外の場 合	1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	費	契約者回線 等相互間通信 機能の場合	1 契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用	月の工事			(1)の工事費の額と 同額

#### 2 - 5 メニュー5に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更若しくは移動無線装置の登録情報の変更、閉域グループ内通信機能の利用開始若しくは代表者の変更、契約者回線等相互間通信機能の利用開始、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、IP V 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始若しくは区分の変更、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

	X	分		単位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)り	人外の場合	À	1の工事ごとに基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)
				加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) 交換機 合	幾等工事の	りみの場	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工	(ア) (イ) <i>t</i> 事	から(オ)り	以外の工	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
事費	(イ) 無線 アクセス 機能に関 する工事	以外 のと き	区分が タイプ 1 のも の	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			区分が タイプ 2 のも の	1 契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		区 分の 変更 工事	タイプ 2への 変更の 場合	1 契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

		变	イプ への 更の 合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 閉域 グループ 内通信機	以外 事	・のエ	1 の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	能に関す る工事	閉域ク プ内通信 の区分か ものに関 工事	機能	1 閉域グループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 契約者 信機能に関	首回線等相互間通 する工事		1 契約者回線等識 別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	追加機能、 通信机 加機能又は	通信可能着信先数 IPv6通信機 目手先識別符号追 はセキュリティフ 合先追加機能に関		1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 回線約	· 泉終端装置工事費				別に算定する実費
工 機器 工事費	回線接続装置				別に算定する実費

# (2) 利用の一時中断に関する工事

	区	分	単位	工事費の額
ア 利用の一時	(ア) 基本]	事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
中断の 工事	(イ) 交換 機等工事	以外の場 合	1契約者回線ごと	1,000円 (税込価格 1,050円)
	費	契約者回線 等相互間通信 機能の場合	1 契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用	用の工事			(1)の工事費の額と 同額

# 2 - 6 メニュー6に関するもの

メニュー6の提供の開始、細目の変更、利用の一時中断若しくは再利用に 関する工事、契約者回線等相互間通信機能の利用開始又はその他契約内容の 変更に関する工事

	X	分	単位	工事費の額
(1) 基本]	事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換 機等工	ア イ、ウ 及びエ以	細目がタイプ 1 のもの	1契約者識別符号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
事費	外のとき	細目がタイプ 2 のもの	1契約者識別符号 ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
	イ 細目の 変更工事	タイプ 2 への変 更の場合	1契約者識別符号 ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		タイプ1への変更の場合	1契約者識別符号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	ウ 利用の一時中断の工事		1契約者識別符号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	エ 再利用の工事			アの工事費と同額
	オ 契約者回線等相互間通信 機能に関する工事		1 契約者回線等識 別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)

# 2 - 7 メニュー7に関するもの

(1) 契約者回線の設置、移転若しくは品目の変更、同報通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

	区分	単位	工事費の額
ア基本]	事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換 機等工	(ア) 契約者回線の設置に関 する工事	1契約者回線ごと	23,000円 (税込価格 24,150円)
事費	(イ) 契約者回線の移転又は 品目の変更に関する工事	1契約者回線ごと	12,000円 (税込価格 12,600円)
	(ウ) 同報通信機能の利用開始(契約者回線の設置に関する工事と同時に施工する場合を除きます。)又はその他契約内容の変更に関する工事	1 契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)

# (2) 利用の一時中断に関する工事

	区分	単位	工事費の額
の一時	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
中断の 工事	(イ) 交換機等工事費	1契約者回線ごと	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額

# 第3 線路設置費

1 適用

F				
区分		内		容
(1) 線路設置費の 差額負担	解除すると同い 通信網サービス のとおりとしま	時に、新たに∮ スの提供を受Ⅰ ます。 或外線路の新記	契約を締結し する場合の約 段の工事を要	ービスに係る契約を してその場所でIP 泉路設置費の額は次 要するときは、この
	線路設置費の 額(残額があ るときに限り ます。) イ アの規定は、	新たに提 ける I P サービス 設置費の 契約者回線	通信網 の線路 額	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額
	ません。			
(2) 移転前の区域 外線路の一部を 使用する場合の 線路設置費の適 用	る場合(契約者回	回線が異経路と 或外線路の一部	こなる場合を 部を使用する	ナービス区域外とな :除きます。)であっ るときは、その部分 適用します。
(3) 契約者回線が 異経路となる場 合の線路設置費 の額の適用	のア (	がでいる。 かが扱者電でがと者電 い収を線加る在ま線加 を終れ入とすすが入 につの収を線が入とすすが入 にでは にでの にでの にでの にでの にでの にが にでの にが にでの にが にでの にが にで にが にの にで にで にで にで にで にで に に に に に に に に に に に に に	用Pす後或は収内後或 けの容ごの けし通るに(、容ににを ーI区スハ ーま信場経そそ区お経超 ビP域取て ビす網合由のの域い由え ス通が扱同 ス。サー す言後してすか 取信設所じ 期	置する話とようでは、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連では、 関連には、 関連には、 関連には、 関連には、 関連には、 関連には、 関連には、 では、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが

# 2 線路設置費の額

# 2 - 1 2 - 2以外の場合

1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区分	線路設置費の額
	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される線路設置費の
のに限ります。)	会には

#### 2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区分		線路設置費の額
メニュー 2に係る もの	メ・ニ2の約終を網取す除ニ1ユに(者端Iサ扱るきュ及ー係そ回のFー所もまっび2るの線場通ビ内のす2メ・も契の所信スとを)	その契約者回線を、メニュー2・1のものにあっては同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2・2のものにあっては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される設備費の額と同額
<b>X</b> = <b>7</b> = <b>7</b>	メ・契の所信スとをすこれ(者端Iサ扱るきののよう)を網取す除のるとでのよう。 (名)	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
メニュー	1に係るもの	別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの		別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

#### 第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに

300円(税込価格 315円)

#### 第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消 費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

#### 第3 セキュリティファイル供給サービスに関する料金

#### 1 適用

区分	内容
セキュリティファイル 供給サービスに関する 料金の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金及び登録手数料(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限ります。)は適用しません。

#### 2 料金額

#### (1) 利用料金

区分	単位	料金額(月額)
ア 契約者回線等に接続される自営端末 設備(当社が別に定めるものに限りま す。以下この表において同じとしま す。)の数が1のとき	1契約者回線等ごとに	300円 (税込価格 315円)
イ 契約者回線等に接続される自営端末 設備の数が2以上5以下となるとき	1契約者回線等ごとに	500円 (税込価格 525円)
ウ 契約者回線等に接続される自営端末 設備の数が6以上10以下となるとき	1契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

#### (2) 登録手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 315円)

#### 料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約(メニュー1又はメニュー4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引及び料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引の適用を受けているものを除きます。)に係るものに限ります。)に係る利用料金(第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の利用料金とします。)について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区分	適用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	ア割引判定契約額(利用回線型性によりによりによりにより、

#### 料金表別表 2 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線について、現に25以上の契約者回線に係るIP通信網契約を締結している者に限ります。以下この表において同じとします。)から、次表に規定する契約期間にこの割引を継続して利用し、契約期間内において、そのIP通信網契約者に係る割引選択回線群(割引選択回線(メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。)により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者が他の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。)の利用料(基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。)の累計額(この割引を適用した後の利用料の累計額とします。以下この表において同じとします。)について、次表に規定する契約額以上の額を利用する申出があり、当社がその申出を承諾した場合は、その契約期間における割引選択回線の利用料について、次表に規定する率の割引を行います。

契約期間	契約額	割引率
その割引選択回線群についてこの割引の適用 を開始した日から起算して3年間	1億円 (税込価格 1.05億円)	17%

- 備考 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日(IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)以降のその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用するとともに、その割引選択回線群の利用料の累計額に含めるものとします。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出(割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。)を承諾しない場合があります。
  - (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この割引を廃止します。
  - (1) IP通信網契約の解除があった場合。
  - (2) 品目等の変更があった場合。
- (3) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
- (4) そのIP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により 支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わ ないとき。
- 4 IP通信網契約者は、1に規定する契約期間内に、全ての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合(その廃止の日において、1に規定する契約

額から、その契約期間における割引選択回線群の利用料の累計額を控除し、残 額があった場合に限ります。) 又はその契約期間満了の日において、1 に規定す る契約額から、その契約期間におけるその割引選択回線群の利用料の累計額を 控除し、残額があった場合は、以下の方法により算出した割引相当額の累計額 及び手数料相当額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その割引相当額の累計額が上記の残額を上回る場合は、その割引相 当額の累計額及び手数料相当額に代えて、その残額を当社が定める期日までに 一括して支払っていただきます。

「契約期間内における全ての ) 割引相当額の = 割引選択回線に係るこの割 - 割引選択回線に係るこの割

| 契約期間内における全ての | 引適用前の利用料の累計額 引適用後の利用料の累計額

1に規定する契約額からその契約期間における 手数料相当額 = 全ての割引選択回線に係るこの割引適用前の利 用料の累計額を控除した額

× 0.02

- 5 この割引の適用を受けているIP通信網契約者は、その契約期間満了後もこ の割引の適用を継続して受けようとするときは、その契約期間の満了日の10日 前までに、当社に申し出ていただきます。
- (注)5の規定による申出があった場合、継続後の契約期間は、継続前の契約期 間の満了日の翌日から起算して3年間とします。

#### 料金表別表3 学校に限定した利用料金の割引の適用

- 当社は、IP通信網契約者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、 幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童 福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所(以下「学校」といいます。) の設置者であるIP通信網契約者に限ります。) から、そのIP通信網契約に 係る契約者回線等 (メニュー4 (品目が1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sのものに 限ります。) 又はメニュー5(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものの うちプラン2又はプラン3のものに限ります。)に係るものであって、その終 端が学校の構内又は建物内に終端するもののうち料金表別表 4 に規定する多 回線長期継続利用型割引の適用を受けていないものに限ります。) について、 学校に限定した割引(以下この表において「学校限定割引」といいます。)の 申出があった場合には、その利用料金(利用料(基本料に係る部分に限りま す。)、屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じと します。) については、平成18年3月31日までの間は、それぞれ第1表第1類 第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-4(メ ニュー4に関する利用料金)又は2 5(メニュー5に関する利用料金)に規 定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の (1)又は(2)の額を適用します。
- (1) メニュー4 に関する利用料金ア 利用料

#### 1契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料斗	金	額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	(税込価	i格 2,	2,030円 131.5円)
	8 Mb/sのもの	(税込	.価格 :	2,080円 2,184円)
	12Mb/sのもの	(税込価	i格 2,2	2,130円 236.5円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	(税込価	i格 2,	2,850円 992.5円)
	8 Mb/sのもの	(税込価	i格 3,0	2,950円 097.5円)
	12Mb/sのもの	(税込価	i格 3,	3,050円 202.5円)

#### イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1配線ごとに月額

区分	料 金 額
配線	30円(税込価格 31.5円)

#### (イ) 機器利用料

1装置ごとに月額

区 分 料金種別	料	金	額	
----------	---	---	---	--

回線接続装置	利用回線型サービス	変復調装置(DSLモデ ム)	220円 (税込価格 231円)
統装置		帯域分離多重装置(スプ リッタ)	20円 (税込価格 21円)
	契約者回線型サービス	変復調装置(DSLモデ ム)	220円 (税込価格 231円)

(2) メニュー 5 に関する利用料金

利用料

1契約者回線ごとに月額

	区分	料 金 額
メニュー5 - 1の 100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの(ベーシック タイプ (スクールプラン ))	7,700円 (税込価格 8,085円)
	プラン 3 に係るもの	3,900円 (税込価格 4,095円)

#### 備考

- 1 学校限定割引を受けている契約者回線については、第1表第1類第1 (臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2-5-2②及び③に 規定する加算額は適用しません。
- 2 学校限定割引を受けている契約者回線(プラン2に係るものに限ります。)については、第1表第1類第1の2-5-1(1)(基本料)の表中備 考欄に規定する自営端末設備の数は、合わせて最大50台までとしていた だきます。

ただし、その契約者回線による通信が他の契約者回線による通信に著しい支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合については、自営端末設備の数を合わせて最大10台までとしていただく等の必要な措置を講じていただくこと又は当社が必要な措置を講じることがあります。

- 2 当社は、この学校限定割引を受けているIP通信網契約について、次のいず れかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。
  - (1) I P 通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき ( (3)に該当する場合を除きます。
  - (2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
  - (3) IP通信網サービス利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りでありません。

### 料金表別表 4 多回線長期継続利用型割引の適用

1 「多回線長期継続利用型割引」とは、IP通信網契約者から、割引選択回線群(割引選択回線(メニュー4(契約者回線型サービスに係るものに限ります。以下この表において同じとします。)又はメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のプラン2のものに限ります。以下この表において同じとします。)に係る契約者回線(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。)により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。)に係る割引選択回線の数が次表に規定する条件を満たしている場合であって、その割引選択回線の数が次表に規定する期間にこの割引を継続して利用する申出があった場合において、当社がその申出を承諾したときに、その期間における割引選択回線の利用料(基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。)について、次表に規定する率の割引を行うことをいいます。

割引選択回線の数	割引を継続して利用する期間	割引率
割引選択回線の数が4,000以上 であって、メニュー5に係る割 引選択回線の数が2,000以上	その割引選択回線群についてこ の割引の適用を開始した日から 起算して2年間	10%

### 備考

- 1 この割引の開始は、多回線長期継続利用型割引の利用の申出を当社が 承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- 2 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日(IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日)からのその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用します。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出(割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。)を承諾しない場合があります。
  - (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は5若しくは6の規定 により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠 るおそれがあるとき。
  - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、その割引選択回線について、この割引を廃止します。
  - (1) IP通信網契約の解除があった場合。
  - (2) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
  - (3) この割引適用後の利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 4 当社は、IP通信網契約者が、5の規定により支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群について、この割引を廃止します。

- 5 IP通信網契約者は、割引選択回線数判定日(割引選択回線群に係る料金月 の初日をいいます。以下この表において同じとします。) において、その割引選 択回線群に係る割引選択回線の数が1の表に規定する条件を満たさなかった場 合は、その料金月の利用料について、全ての割引選択回線に係るこの割引適用 後の利用料のほか、以下の方法により算出した額を支払っていただきます。
  - (1) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000以上であって、 メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000未満である場合

メニュー5の月額利用料(こ 支払いを の割引を適用した後の額とし × 要する額 ます。以下この表において同 じとします。)

2,000 からその割引選択回線 数判定日におけるメニュー5 の割引選択回線の数を控除し た数

(2) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000未満である場合 ア メニュー 5 に係る割引選択回線の数が2,000以上である場合

支払いを 要する額

その割引選択回線数判定日以前の割引選択回線数 判定日のうち、その割引選択回線群に係る割引選 択回線の数が1の表に規定する条件を満たしてい た最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー 4の全ての割引選択回線に係る月額利用料(この 割引を適用した後の額とします。) の平均額 ( その 🗀 🗙 🗎 日におけ 最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー4 の割引選択回線の数が0である場合は、メニュー 4の1.5Mb/sの品目に係る月額利用料とします。以 下5及び6において「メニュー4の月額利用料の 平均額」といいます。)

(4,000 か) らその割 引選択回 線数判定 る割引選 択回線の 数を控除 した数

### イ ア以外の場合

(ア) 4,000から割引選択回線の数を控除した数が、2,000からメニュー5 に係る割引選択回線の数を控除した数を超える場合

(1)の算定式 メニュー4 支払いを = により算出 + の月額利用 x 要する額 料の平均額 した額

2.000 からその割引選択回線数 判定日におけるメニュー4の割 引選択回線の数を控除した数

(イ) (ア)以外の場合

支払いを要する額は(1)の算定式により算出した額とします。

6 IP通信網契約者は、多回線長期継続割引の利用の期間内に、メニュー5に 係る全ての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合は、以下の方法 により算出した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

メニュ 廃止があった日を含む メニュ -40料金月の翌料金月から **-**5の 支払いを × 2,000 × | 多回線長期継続割引の | × 0.35 月額利 + 要する額 月額利 用料の 利用の期間中の最終料 用料 平均額 金月までの料金月の数

- 7 この割引の適用を受けている I P 通信網契約者は、多回線長期継続割引の利 用の期間満了後もこの割引の適用を継続して受けようとするときは、その多回 線長期継続割引の利用の期間の満了日の20日前までに、当社に申し出ていただ きます。
- (注) 7の規定による申出があった場合、継続後の多回線長期継続割引の利用の 期間は、継続前の多回線長期継続割引の利用の期間の満了日の翌日から起算 して2年間とします。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成12年7月7日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契 約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款 実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみな します。

附 則(平成12年9月26日西企営第73号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年12月12日西企営第118号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日西企営第115号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と 締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契 約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約|メニュー1に係るIP通信網契約

2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年 西企営第42号。以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社 と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の 契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約 メニュー2に係るIP通信網契約

第3種IP通信網契約|メニュー3に係るIP通信網契約

3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契 約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供してい る付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置) の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものと します。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供してい る端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置) の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものと します。

(基本契約期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定 する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、こ の条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本 契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービス の提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前 のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。
- 2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、 この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供し ているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日西企営第124号)

#### (実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。
- 2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日西企営第137号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日西企営第136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日西企営第150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結 している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を 締結したものとみなします。

メニュー2に係るメニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約IP通信網契約

附 則(平成13年3月23日西企営第156号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年6月25日西企営第30号)

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則(平成13年6月28日西企営第34号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

ただし、メニュー 1 に関する利用料金及びメニュー 4 に関する利用料金に関する部分については、平成13年 7 月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス(以下「試験サービス」といいます。)に関する契約約款(以下「試験約款」といいます。)に規定するプラン1(タイプ2に係るものを除きます。)に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。)又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。)は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
- 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1(タイプ2に係るものを除きます。)に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5・1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。)又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5・2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。)は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則(平成13年8月9日西企営第55号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年9月3日西企営第67号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1類第1の2(料金額)の2-5-1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。

この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

ュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー5 - 1の100Mb/sのものとみなして適用します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結 している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を 締結したものとみなします。

メニュー5 - 1の100Mb/sのものに係	メニュー5‐1の100Mb/sのものにおけ
るIP通信網契約	るプラン2に係るIP通信網契約

3 平成13年9月10日までにメニュー5に係る契約の申込みを行った者にあっては、この改正規定中料金表第1表第1類第1の2(料金額)の2-5-1の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則(平成13年9月17日西企営第70号)

この改正規定は、平成13年9月17日から実施します。

附 則(平成13年9月17日西企営第63号)

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年9月17日西企営第21号)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則(平成13年11月7日西企営第95号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー4に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結 している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を 締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M方式以外の ものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 におけるATM方式のものに係るIP通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P通信網契約
メニュー 3 に係るIP通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約
メニュー4に係るIP通信網契約	メニュー4における品目が1.5Mb/sのも のに係るIP通信網契約

附 則(平成13年10月25日西企営第87号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結し

たものとみなします。

メニュー5 - 2 に係る I P通信網契約 │メニュー5 - 2 の100Mb/sのものにおけ るプラン1のものに係るIP通信網契約

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定によりメニュー5 2 に係る I P 通信 網契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、そのIP通信網契約者の 属する契約者グループに係る代表者を指定していただきます。

附 則(平成13年12月18日西企営第109号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。ただし、メニュー2-3にお ける1Gb/sの品目に係る部分については平成14年1月7日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サー ビスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成14年2月20日西企営第126号)

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則(平成14年3月25日西企営第145号)

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、メニュー5 - 2 の100Mb/sの品目 のプラン1のものに係る契約者グループにおいて代表者であった者は、この改正規定 実施の日において代表者でなくなるものとします。

附 則(平成14年4月9日西企営第5号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成14年4月16日より実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年4月24日西企営第10号)

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供さ れている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提 供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置

メニュー5の配線設備多重装置のうち 型のもの

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年5月14日西企営第13号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年6月13日西企営第22号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則(平成14年6月20日西企営第24号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、2以上の契約者回線(メニュー3の同一の品目及び細目に係るものであって、その終端の場所が同一であるものに限ります。以下この項において「当該契約者回線」といいます。)に係るIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、それぞれの当該契約者回線について、品目の変更及びIP通信網契約の解除の請求を同時に行い、当社がその請求を承諾した場合であって、その変更後の契約者回線の品目に係る符号の容量がその変更前の当該契約者回線の品目に係る符号の容量の合計以上となる場合の利用料金については、第1表第1類第1の1(適用)の(3)の規定は適用しません。

附 則(平成14年6月21日西企営第27号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年7月22日西企営第37号)

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則(平成14年8月22日西企営第46号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年9月9日西企営第53号)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則(平成14年9月24日西企営第60号)

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則(平成14年10月24日西企営第77号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間にメニュー4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込み又はメニュー4(品目が12Mb/sのものを除きます。)に係るIP通信網契約者からメニュー4の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社が

それぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年4月30日までの間のそのIP通信網サービスの利用料について、料金表第1表第1類第1の2(料金額)2-4-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表 1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引について は適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区	分	米	Ļ	金	額
利用回線型サービス	1.5Mb/sのもの				2,300円
に係るもの	8 Mb/sのもの				2,300円
	12Mb/sのもの				2,000円
契約者回線型サービ	1.5Mb/sのもの				3,950円
スに係るもの	8 Mb/sのもの				3,950円
	12Mb/sのもの				3,650円

附 則(平成14年12月25日西企営第96号)

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則(平成14年12月17日西企営第91号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3(経過措置)中「平成14年11月1日から平成14年12月31日までの間に」を「平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間に」に、同項中「平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年3月31日までの間の」を「平成15年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年4月30日までの間の」に改めます。

附 則(平成15年1月17日西企営第104号)

この改正規定は、平成15年1月24日から実施します。

附 則(平成15年1月31日西企営第111号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 1 のうち 品目が10Mb/sのものに関する料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、 その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 機器利用料 1 装置ごとに月額

	区分	料	金	額
回	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロー			380円
線	ドバンドルータ)	(税込	価格	399円)

短続装置

簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)

380円

(税込価格 399円)

備考 ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとします。

(その他)

4 西企営第124号(平成12年12月18日)の附則第2条(学校に限定した利用料の割引に関する経過措置)を「2 削除」に改めます。

附 則(平成15年2月4日西企営第116号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月20日西企営第120号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月21日西企営第119号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料については適用しません。
- 3 前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 4 平成15年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この項において同じとします。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1億)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この項において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき事由により平成15年11月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料

1契約者回線ごとに月額

X		分	料	金	額
メニュー5 - 1に	100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの			6,000円
係るもの		プラン 3 に係るもの			1,300円
メニュー5 - 2に	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの			500円
係るもの		プラン 2 に係るもの			0円

- 5 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月25日西企営第117号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。ただし、閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年3月6日から、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー 2 に係るIP通信網サービス	メニュー 2 のプラン 1 のものに係る I P 通信網サービス
メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー 3 のプラン 1 のものに係る I P 通信網サービス

- 3 この改正規定実施の日から平成15年12月31日までの間に、当社が別に定める区域においてメニュー3のプラン1のものに係るIP通信網契約の解除があった場合であって、その解除の日において、そのIP通信網契約者がメニュー3のプラン2のものに係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの品目に係る符号の容量が、その解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量を超えるもの又はその解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量と同一であるものに限ります。)を提供されている場合(その解除に係るIP通信網契約がメニュー3のタイプ2のものであって、提供されているそのIP通信網サービスがメニュー3のタイプ1のものである場合を除きます。)の利用料金については、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(3)の規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 削除

附 則(平成15年3月11日西企営第128号)

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。ただし、簡易ルータ機能付I P電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
  - (経過措置)
- 2 西企営第111号(平成15年1月31日)の附則第3項(経過措置)中「料金その他の提

供条件については、なお従前のとおりとします。」を「料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改め、同附則第3項に次の表を加えます。

機器利用料

1装置ごとに月額

	区	分	料	金	額
回線接	ルータ機能付IP電話対応等 ンドルータ)	<sub>長置(</sub> IP電話対応ブロードバ	(税込価	格	380円 399円)
線接続装置	簡易ルータ機能付IP電話文 アダプタ)	寸応装置( IP電話対応電話機	(税込価	i格	380円 399円)
			-		

附 則(平成15年4月17日西企営第6号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。

ービスの利用が可能なものとします。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

附 則(平成15年4月21日西企営第11号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

## (その他)

2 西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2(経過措置)中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に、同附則の4(経過措置)中「平成15年4月30日までの間に」を「平成15年5月31日までの間に」に、同附則の5(経過措置)中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に改めます。

附 則(平成15年4月24日西企営第14号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年5月1日より実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年5月23日西企営第22号)

### (実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

### (経過措置)

第2条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この条及び第3条において同じとします。)に係る IP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、

平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。

- 第3条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から12Mb/sの品目のもの(料金表第1表第1類第1の1億)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月(暦月とします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。
- 第4条 第2条及び第3条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第5条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約(料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又はこの附則の第6条の規定に該当する場合は、この限りでありません。

利用料

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン 3 に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー5 - 2	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	0 円
に係るもの		プラン 2 に係るもの	0円

第6条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に、メニュー5 - 1の100Mb/s のものにおけるプラン3に係るもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。)に係る3以上のIP通信網契約(それらのIP通信網契約に係るIP通信網契約者となる者が全て異なる場合であって、それらのIP通信網契約に係る契約者回線の設置場所が全て異なる場合に限ります。以下この条において「IP通信網契約グループ」といいます。)の申込みを代表者(そのIP通信網契約グループに係る全てのIP通信網契約 者となる者の同意に基づき、そのIP通信網契約グループに係る全てのIP通信網契約の申込みを代表して行う者とします。)が行い、当社がそのIP通信網契約グループに係る全ての申込みを承諾した場合は、この附則の第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網

契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、当社が平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて設置した契約者回線の数(そのIP通信網契約グループにおけるIP通信網契約者の責めによらない理由により当社が平成15年12月28日までに設置することができなかった契約者回線の数を含みます。)が3以上とならなかった場合又はそのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)

- 第7条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
- 第8条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
- 第9条 第7条又は第8条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る 工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、そ の付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年6月4日西企営第27号)

この改正規定は、平成15年6月5日から実施します。

附 則(平成15年6月5日西企営第28号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年6月12日から実施します。 ただし、別記1に係る部分については、平成15年6月23日から実施します。 (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3 - 1のプラン2のものに係メニュー3 - 1のものに係るIP通信網るIP通信網サービスサービス

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー3 1のプラン1のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 西企営第117号(平成15年2月25日)の附則の5(経過措置)を削除します。 附 則(平成15年7月3日西企営第35号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP 通信網サービス
メニュー 5 - 1 に係る I P通信網サー	メニュー5 - 1のタイプ1のものに係る
ビス	IP通信網サービス

### (その他)

3 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条(経過措置)中「そのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、」を「そのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、」に改めます。

附 則(平成15年7月15日西企営第41号)

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

### (経過措置)

- 2 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目のもの(利用回線型サービスに係るものに限ります。この項及び次項において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。
- 3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s、8 Mb/s の品目又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月(暦月とします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年7月24日西企営第46号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

### (その他)

2 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第3条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同条中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に、同附則第5条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15

年12月29日以降の日」に、同附則第6条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までにそのIP通信網契約グループにおいて」を「平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて」に、同条中「平成15年10月31日までに設置することができなかった」を「平成15年12月28日までに設置することができなかった」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第7条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年12月28日までに」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第8条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に改めます。

3 西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2(経過措置)中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則の3(経過措置)中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同項中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に改めます。

附 則(平成15年9月24日西企営第62号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの及び料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー 4 に係 るもの		8 Mb/s、12Mb/s又は 24Mb/sのもの			0 円

- 第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する 期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第4条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。)の1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者(その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成14年12月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している者に限ります。)から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第

1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 利用料(基本料) 1 利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー4に係	利用回線型サービ	24Mb/sのもの			0 円
るもの	スに係るもの				

- 第5条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、24Mb/sの品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第6条 この附則の第2条から第5条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第7条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年4月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金	額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン3に係るもの	(税込価格	500円 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの			0円

- 第8条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 1の 100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第9条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第10条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第11条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 第12条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年9月25日西企営第65号) 削除

附 則(平成15年10月24日西企営第77号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供さ れている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提 供されている契約者回線とみなして取扱います。

ビス

メニュー5 - 2 に係る I P 通信網サー | メニュー5 - 2 のタイプ 1 のものに係る IP通信網サービス

附 則(平成15年10月22日西企営第76号)

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。

(経過措置)

2 平成15年11月4日から平成15年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契 約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日ま でに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービ スの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料 金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。

附 則(平成15年11月4日西企営第79号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条(経過措置)の表中「メニュー5 - 2 に係るもの」の欄の右欄「100Mb/sのもの」を「100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの」 に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成15年11月21日西企営第87号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 西企営第65号(平成15年9月25日)の附則の2(経過措置)のただし書き中「又は 同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用す ることとなる場合又は料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引若しく は料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に、 同附則の3(経過措置)のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することと なる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に 規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期 継続利用型割引を適用することとなる場合」に改めます。

附 則(平成15年12月16日西企営91号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。ただし、メニュー4の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年1月7日から、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)(基本料)の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	X	分	料	金	額
		8 Mb/s, 12Mb/s, 24Mb			0 円
るもの	スに係るもの	/s又は40Mb/sのもの			

- 第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5 Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する 期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第4条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に、メニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。)の24Mb/s又は40Mb/sの品目への品目の変更の請求(その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成15年3月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用しているIP通信網契約者に係るものに限ります。)があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー4に係	利用回線型サービ	24Mb/s又は40Mb/sの			0 円
るもの	スに係るもの	もの			

第5条 第2条の場合において、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー4に係	利用回線型サービ	40Mb/sのもの			0 円
るもの	スに係るもの				

- 第6条 第4条又は第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更 (メニュー4の24Mb/sの品目から40Mb/sの品目への変更を除きます。)があった場合は、第4条又は第5条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第7条 この附則の第2条から第6条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第8条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年10月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金	額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	(税込価格	500円 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの			0 円

- 第9条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 1の 100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第10条から第14条まで 削除
- 第15条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。
- 第16条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第17条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料につい

ては適用しません。

- 第18条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 第19条 当社は、この附則の第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、又は西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第8条、第10条及び第11条の規定を適用しません。
- 第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年12月26日西企営第100号)

この改正規定は、平成16年1月15日から実施します。

附 則(平成16年1月23日西企営第108号)

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則(平成16年2月9日西企営第116号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年5月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

区   分			料金額
メニュー 4 に係	利用回線型サービ	1.5Mb/sのもの	1,800円
るもの	スに係るもの		(税込価格 1,890円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置右しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに

限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	料	金	額
回線	変復調装置(ADSLモデム)			0 円
回線接続装置	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)			0円
置	無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能			0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)			0 円

- 第4条 この附則の第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、第2条及び前条に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその品目変更があった日の前日までの間とします。
- 第5条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第6条 当社は、この附則の第2条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条若しくは第3条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条若しくは第4条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第5条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条の規定の適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みを平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条及び第3条の規定を適用しません。
- 第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年2月12日西企営第117号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 2 - 3 の 1 Gb/sの品目に係る I P 通信網サービス メニュー2 - 3の1Gb/sの品目であって 保守の態様による細目がクラス1のもの に係るIP通信網サービス

附 則(平成16年3月11日西企営第124号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成16年3月31日までにメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網サービス (料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄の適用を受けるもの又は料金表別表2 から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係る I P 通信網契約の申込みがあった場合(その契約申込者の責めに帰すべき理由により) 平成16年10月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を 除きます。) 平成16年3月31日までに提供を開始したメニュー1若しくは西企営第111 号(平成15年1月31日)の附則第3項に規定するメニュー5-1の品目が10Mb/sのも の(以下この附則において「メニュー5 - 1の10Mb/s品目」といいます。)に係るIP 通信網サービスについて、平成16年4月1日以降にIP通信網契約者によるIP通信 網契約の解除の通知と同時にメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網契約の 申込みがあった場合又はメニュー5 - 1の10Mb/s品目に係るIP通信網サービスにつ いて、平成16年4月1日以降に品目変更があった場合は、料金表第1表第1類第1の 1(適用)の(8)欄の規定にかかわらず、次表の左欄に規定する期間におけるメニュー 4又はメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1の 2(料金額)2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)に ついて、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

期間	利用料(基本料)の減額(月額)
平成16年4月1日から平成17年3月31日 まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
平成17年4月1日以降	利用料の額に0.1を乗じて得た額

- (注)当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 3 前項の適用を受けているIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、新たに提供するIP通信網サービスに係る利用料金ついて、前項を適用します。
- 4 料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄又はこの附則の第2項の表の左欄に規定する期間において、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則第4項、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条の適用を受けている場合は、同表の右欄に規定する減額は適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)
- 6 西企営第65号(平成15年9月25日)の附則並びに西企営第91号(平成15年12月16日) の附則第10条から第14条をそれぞれ次のように改めます。

附 則(平成15年9月25日西企営第65号) 削除

附 則(平成15年12月16日西企営第91号)

#### 第10条から第14条まで 削除

7 西企営第77号(平成14年10月24日)の附則、西企営第119号(平成15年2月21日)の 附則、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則及び西企営第62号(平成15年9月24日)の附則中「料金表第1表第1類第1の1(適用)の(10)」を「料金表別表3」に、 同附則中「料金表第1表第1類第1の1(8)」を「料金表別表1」に、同附則中「料金 表第1表第1類第1の1(10)」を「料金表別表3」に改めます。 附 則(平成16年3月25日西企営第141号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	X	分	料	金	額
		8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s			0 円
係るもの	スに係るもの	又は40Mb/sのもの			

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	}	料	金	額
回線	変復調装置(ADSLモデム)				0 円
回線接続装置	接 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電 続 続 話対応ADSLモデム内蔵ルータ)				0円
置	帯域分離多重装置(スプリッタ)				0円

- 第4条 第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第5条 第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があ

った日の前日までの間とします。 利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分			料	金	額	
メニュー4に 係るもの	利用回線型サー 係るもの	ビスに	40Mb/s 又 I /sのもの	は 47Mb				円の

第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	料	金	額
回線	変復調装置(ADSLモデム)			0 円
回線接続装置	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)			0円
置	帯域分離多重装置(スプリッタ)			0円

- 第7条 第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第8条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続の うち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第9条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区分		料	金	額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン3に係るもの			9日
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び	46Mb/sのもの			0円

第10条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の

100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第11条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4の24Mb/s若しくは40Mb/sの品目のもの又はメニュー5(メニュー5・1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5・2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合(当社がその事実を確認できた場合に限ります。)は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して1年後の日までの期間におけるそのIP通信網契約に係る利用料(基本料の部分とします。)について、メニュー4に係るものについては料金表第1表第1類第1の2・4・1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額、メニュー5に係るものについては料金表第1表第1類第1の2・5・1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額を割り引いて適用します。

ただし、第2条若しくは第5条に規定する利用料の適用を受けている期間内にメニュー4の1.5Mb/s、8 Mb/s若しくは12Mb/sの品目のものへの品目の変更があった場合、前条の規定を適用する場合、料金表第1表第1類第1の1(9)欄の規定を適用する場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用する場合については、この限りでありません。

- (注)当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 第12条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又はIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。ただし、その変更がメニュー4又はメニュー5-2における細目間に係るものである場合は、この限りでありません。
- 第13条 第11条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用する場合については、第10条の規定による利用料の適用を受けた後の額に優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用することとします。
- 第14条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。
- 第15条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第16条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第17条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、そ

の付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

- 第18条 当社は、この附則の第2条、第5条若しくは第9条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定又は西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第9条及び第11条の規定を適用しません。
- 第19条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第3条を次のように改めます。 附 則(平成16年2月9日西企営第116号)
  - 第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する 宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及 び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間 (変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の 前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線 につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及 び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第 1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適 用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	料金額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0 円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応 装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵 ルータ)	0 円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0 円

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年3月31日西企営第134号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第111号(平成15年1月31日)の附則第3項の表を次表に改めます。機器利用料 1 装置ごとに月額

	区 分	料	金	額
问	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロー			380円
回線接	ドバンドルータ )	(税i	<b>込価格</b>	399円)

続 装 簡易ルータ機能 置 話機アダプタ) 簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電

380円 (税込価格 399円)

備考 ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装 置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サ ービスの利用が可能なものとします。

3 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条の表及び同附則第6条の表をそれ ぞれ次表に改めます。

利用料

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン3に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー5 - 2	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	0円
に係るもの		プラン 2 に係るもの	0円

利用料

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額
メニュー5 - 1	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円
に係るもの			(税込価格 525円)

4 西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条の表を次表に改めます。 利用料(基本料) 1契約者回線ごとに月額

	区	分	料金額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び	46Mb/sのもの	0円

5 西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第8条の表を次表に改めます。 利用料(基本料) 1契約者回線ごとに月額

	X	分	料金額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び	46Mb/sのもの	0円

6 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の表を次表に改めます。 利用料(基本料) 1利用回線ごとに月額

X	分	料金額

メニュー4に係<br/>るもの利用回線型サービ<br/>スに係るもの1.5Mb/sのもの<br/>(税込価格 1,890円)

附 則(平成16年4月2日西企営第1号)

この改正規定は、平成16年4月5日から実施します。

附 則(平成16年4月23日西企営第11号)

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。

### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち 型のもの メニュー5の配線設備多重装置

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5の回線接続装置のうち配線設備多重装置の 型に係るものに関する機器利用料(基本料に係るものに限ります。)については次表に定める額とし、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	区分		料	金	額
回線接続装置	配線設備多重装置(契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディジ タル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置)	型(PN A方式によ るもの)			400円

附 則(平成16年7月13日西企営第35号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月31日から実施します。

### (経過措置)

- 2 西企営第141号(平成16年3月25日)の附則中「平成16年7月31日までの間に」を「平成16年8月31日までの間に」に、同附則中「平成16年10月31日までに」を「平成16年12月31日までに」に、同附則第5条中「第2条の場合において」を「第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において」に、同附則第9条中「平成16年11月1日以降の日」を「平成17年1月1日以降の日」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年7月30日西企営第36号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。

### (経過措置)

2 メニュー4であって品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービ

ス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの、他の伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね3Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

- 3 西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第5条中「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s 又は47Mb/sのもの」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年8月24日西企営第40号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備を提供 されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を 提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち、 下りに係る伝送速度が最大概ね50Mbit/s までのもの	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち 50Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、 下りに係る伝送速度が最大概ね70Mbit/s までのもの	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち 70Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、 下りに係る伝送速度が最大概ね100Mbit /sまでのもの	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち 100Mb/sタイプのもの

### (経過措置)

第3条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
		8 Mb/s、12Mb/s、24Mb			0 円
るもの	スに係るもの	/s、40Mb/s又は47Mb			

/sのもの

第4条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(②)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	米	金	額
回娘	変復調装置(ADSLモデム)			0 円
※接続装	図       変復調装置(ADSLモデム)         線       変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電         続       話対応ADSLモデム内蔵ルータ)         置       フィケー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			0 円
置 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能			0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)			0 円

- 第5条 第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第6条 第3条の場合又は平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第3条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
	利用回線型サービ	47Mb/sのもの			0 円
るもの	スに係るもの				

第7条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装

置若しくは無線 LAN対応型変復調機能・ルータ機能付 IP電話対応装置の基本装置 及び 1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第 1表第 1類第 1の2 - 4 - 2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別	米	金	額
回線	変復調装置(ADSLモデム)			0 円
回線 接変復調装置(ADSLモデム) 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電 続装 話対応ADSLモデム内蔵ルータ)				0円
置	無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能 基本装置 付 I P電話対応装置 (無線 L A N機能付き I P電話サービス対応 A D S L モデム内蔵 ルータ)			0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)			0 円

- 第8条 第6条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第9条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続の うち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第10条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年4月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー5 - 1	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの			0 円
に係るもの	46Mb/sのもの				0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの				0円

- 第11条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 1 の100 Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目又は細目の変更があった日の前日までの間とします。
- 第12条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サ

- ービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2 6に規定する額とします。)については適用しません。
- 第13条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
- 第14条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
- 第15条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 第16条 当社は、この附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の規定又は西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条、第5条、第6条若しくは第9条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3条、第6条及び第10条の規定を適用しません。
- 第17条 西企営第11号(平成16年4月23日)の附則の3(経過措置)中「料金」を「機器利用料(基本料に係るものに限ります。)については次表に定める額とし、」に改め、同項の末尾に次表を加えます。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	区分		丬	斗	金	額
回線接続装置	配線設備多重装置(契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディジ タル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置)	型 ( P N A 方式によ るもの )				400円

第18条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年9月8日西企営第47号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月14日から実施します。
  - (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供さ

れている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を 提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能の区分がアの	閉域グループ内通信機能の区分がアの
もの	(ア)の のもの
	閉域グループ内通信機能の区分がイの (ア)の のもの

附 則(平成16年9月14日西企営第50号)

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則(平成16年9月28日西企営第57号)

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則(平成16年10月13日西企営第61号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 6 の品目が11Mb/sのものに係	メニュー 6 の品目が54Mb/sのものに係る
るIP通信網サービス	IP通信網サービス

附 則(平成16年9月28日西企営第58号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第3条並びに西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第4条及び第7条中「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」を「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」を「1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」を「1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置で基本装置」に改め、同条の表を次表に改めます。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別		料	金	額
回始	変復調装置(ADSLモデム)				0 円
終接続装	変復調装置(ADSLモデム) 線 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電 続装 話対応ADSLモデム内蔵ルータ)				0円
置	無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能				0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)				0 円

附 則(平成16年10月29日西企営第66号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年11月8日から実施します。

(その他)

2 西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第10条中「メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの」を「メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの」に、同条の表を次表に、同附則第11条中「細目」を「品目又は細目」に改めます。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー5 - 1	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの			0 円
に係るもの 46Mb/sのもの				0 円	
メニュー5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの				0円

附 則(平成16年11月29日西企営第75号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2・2に係るIP通信網サー	メニュー2 - 2の契約者回線型サービス
ビス	に係るIP通信網サービス

附 則(平成16年12月24日西企営第86号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。

ただし、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1利用回線ごとに月額

	区	分	料金額
	利用回線型サー		1,590円(税込価格 1,669.5円)
に係るもの	ビスに係るもの	8 Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)

	12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)
	24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)
	40Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)
	47Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

	料 金 種 別		料	金	額
回始	変復調装置(ADSLモデム)				0 円
回線接続装置	緑 接 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電 続 話対応ADSLモデム内蔵ルータ)				0円
置	帯域分離多重装置(スプリッタ)				0円

- 第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 第5条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン3若しくはプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

	区	分	料	金	額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 又はプラン 4 に係るもの			0円
	46Mb/sのもの				0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの				0円

第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5・1の 100Mb/sのプラン1又はプラン2のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条 に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日まで の間とします。

第7条 平成17年3月1日から平成17年4月30日までの間に、メニュー5-1の100Mb/s のプラン4に係るIP通信網契約者から請求があり、当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日まで(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4を利用している期間に限ります。)の機器利用料(1契約者回線につき1装置の簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-24に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1装置ごとに月額

	X	分	料	金	額
回線接続装置	簡易ルータ機能付IP電話 応電話機アダプタ)	的 対応装置(IP電話対			0円

- 第8条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。
- 第9条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第10条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第11条 平成16年12月24日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社がIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 第12条 前3条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 第13条 当社は、この附則の第2条若しくは第5条、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号(平成15年2月9日)の附則第2条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条及び第5条の規定を適用しません。

- 第14条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条(経過措置)中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、同附則第6条中「又は西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定」を「、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条の規定」に、同条中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、西企営第124号(平成16年3月11日)の附則の4(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の1(9)欄の表の左欄」を「料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条」を「、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条」を「、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条」に改めます。
- 第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年1月31日西企営第104号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2 - 3の10Mb/sのものに係る IP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスの10Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3の100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスの100Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3の1Gb/sのものに係る IP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスの1Gb/sのものに係るIP通信網サービス

附 則(平成17年2月21日西企営第111号)

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

### (経過措置)

- 2 平成17年2月24日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその料金については、料金表第3表第3の2に規定する額に代えて、0円を適用します。
- 3 平成17年2月24日から平成17年4月30日までの間にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその機器利用料(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(基本装置に限ります。)の基本料に係る部分に限りま

す。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)又は2-5-2(4)に 規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 機器利用料(基本料) 1装置ごとに月額

料 金 種 別	料	金	額
 ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス 対応装置			0円
無線 L A N対応型ルータ機能・I P電 基本装置 話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置			0円

4 当社は、この附則の2又は3の適用を受けたIP通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備を廃止した後に、そのIP通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備の提供を開始した場合は、同附則の2及び3の規定は適用しません。

附 則(平成17年3月24日西企営第121号) この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

## 基本的な技術的事項

- 1 メニュー2 (1) メニュー2 1及びメニュー2 2に係るもの

細目及び種類		内容		
メニュー2	2 - 1	その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービス の専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ		
メニュー2・2	契約者回線 型サービス	その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ		
	契約者回線 群型サービ ス	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ		

# (2) メニュー2 - 3 に係るもの

	/>/	カ <b>ー</b> フ毛		電気的 / 分	光学的条件
品目	インタフェース種 別		物理的条件	送出電圧/ 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T		8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V( P-P値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	次の いず れか	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	-14dBm( 平均値 ) 以下	IEEE802.3u準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ ( ISO標準IS 8877 準拠 )	2.1V( P-P値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
1 Gb/s	1000BASE-LX		F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	- 3 dBm( 平均値 ) 以下	IEEE802.3z準拠

# 2 メニュー3

メニュー3 - 2に係るもの

		インタフェ		電気的 / 光学的条件		
品	目	ース種別	物理的条件	送出電圧/ 光出力	その他	
10Mb/s		10BASE-T	8 端子コネクタ	6.2V( P-P値)	・送出電圧は、	

		(ISO標準IS 8877 準拠)	以下	100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
100Mb/s	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	-14dBm( 平均値 ) 以下	IEEE802.3u準拠

# 3 メニュー4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合 ア 当社が変復調装置(DSLモデム)を提供する場合

	インタフェ	タフェ 物理的名件		的条件
品目	ース種別	物理的条件	送出電圧	その他
1.5Mb/s及び8 Mb/sのもの	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V( P-P値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s及び47Mb /sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	2.1V( P-P値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V( P-P値) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802- 3準拠

# イ 当社が帯域分離多重装置 (スプリッタ) のみを提供する場合

接	続			物	理	的	条	件
変復調装置 接続口	6 端子=	ネクタ	(昭和)	60年郵	政省令	告示第399号)		
アナログ端	末接続							

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合 当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースと します。

# 4 メニュー5

区別		インタフェ	物理的复件	電気	的条件
区別	品目	ース種別	物理的条件	送出電圧	その他
メニュー5 - 1	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V ( P - P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V ( P-P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
メニュー5 - 2	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V ( P - P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V ( P-P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802- 3準拠
	46Mb/sの もの	100BASE-TX	8 端子コネク タ( ISO標準IS 8877準拠 )	2.1V ( P - P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 u 準拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ( ISO標準IS 8877準拠 )	6.2V ( P - P 値 ) 以下	・送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802- 3準拠

## 5 メニュー6及び無線アクセス機能

インタフェース種別		電気的条件
	送出電圧	その他
無線インターフェイス (IEEE標準802.11/ 802.11b/802.11g準 拠、Wi-Fi認定のも の)	10mW / MHz( 平 均値)以下	<ul> <li>・変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1 M H z の帯域幅における平均電力とする</li> <li>・ARIB STD-33A/STD-T66準拠</li> <li>・ISO / IEC8802-11準拠</li> </ul>